



宮崎県労働委員会年報

令和3年版

令和4年3月

宮崎県労働委員会

目 次

第1章	労働委員会の概要	
第1節	労働委員会	1
第2節	委員	2
第3節	あっせん員候補者	4
第4節	事務局	5
第2章	会 議	
第1節	総 会	7
第2節	公益委員会議	10
第3節	連絡協議会等	11
第3章	労働争議の調整等	
第1節	労働争議の調整	
第1	概 要	13
第2	概 況	14
第2節	公益事業に係る争議行為の予告	15
第3節	争議行為の発生届出	15
第4章	不当労働行為の審査等	
第1節	不当労働行為の審査	
第1	概 要	17
第2	概 況	18
第3	審査の目標期間及び実施状況	19
第4	不当労働行為事件の概要	20
第2節	労働組合の資格審査	
第1	概 要	22
第2	概 況	23
第3	労働組合資格審査一覧	23
第3節	認定・告示	24
第5章	個別的労使紛争のあっせん	
第1	概 要	25
第2	概 況	26
第3	個別あっせん事件一覧	27
第4	個別あっせん事件の概要	28
第6章	労働相談	
第1	概 要	37
第2	概 況	37
第7章	広報活動	43

(参考)

1	調整事件		
	表 1	年別取扱件数	49
	図 1	新規申請件数の推移	51
2	不当労働行為事件		
	表 2	年別取扱件数	52
	図 2	新規申立件数の推移	54
3	個別あっせん事件		
	表 3	年別取扱件数	55
	図 3	新規申請件数の推移	55
4	労働相談		
	表 4	年別相談件数	56
	図 4	相談件数の推移	56
5	宮崎県労働委員会歴代委員名簿		57

第 1 章 労働委員会の概要

第 1 節 労働委員会

労働委員会は、都道府県の必置機関であり（地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項）、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者同数（本県労働委員会の場合は、各側5名の計15名）で構成される合議制の執行機関です。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体のそれぞれ推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、都道府県知事が任命し、その任期は2年となっています。

労働委員会の職務権限は、(1)調整機能 と (2)判定的機能（準司法的機能）の二つに分けられます。

調整機能は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う機能です。あっせんは指名されたあっせん員（本県労働委員会の場合、公・労・使各側委員2名ずつ）によって、調停は公・労・使の三者委員で構成される調停委員会によって、仲裁は公益委員だけで構成される仲裁委員会によって行われます。

判定的機能（準司法的機能）は、①労働組合の資格審査（労働組合法第5条及び第11条）、②不当労働行為の審査（同法第7条及び第27条）、③公益事業の争議行為予告義務違反に対する処罰請求（労働関係調整法第42条）、④地方公営企業等における使用者の利益を代表する者の範囲に関する認定・告示（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）などを行う機能です。判定的機能は、公益委員だけで構成される公益委員会議によって行われます。

加えて、本県労働委員会では、平成14年4月1日から、知事の委任を受けて、個別的労使紛争についての相談及びあっせんを行っています。

第 2 節 委 員

本県労働委員会の第44期の委員は、次のとおりです。

第 4 4 期委員名簿（任期 令和3年8月20日～令和5年8月19日）

（令和3年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職（又は前職）	在 任 期 間
公 益 委 員	◎山崎 真一郎	弁護士	平19. 8. 20～ 連 8 期
	○江藤 修一	(宮崎県労働委員会事務局長)	令3. 8. 20～ 新 任
	金丸 憲史	特定社会保険労務士	平23. 8. 20～ 連 6 期
	山口 弥生	弁護士	平27. 8. 20～ 連 4 期
	八重尾 龍	弁護士	令元. 8. 20～ 連 2 期
労 働 者 委 員	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	平25. 8. 20～ 連 5 期
	吉岡 英明	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長	令元. 8. 20～ 連 2 期
	西村 仁	宮崎交通労働組合 執行委員長	令3. 8. 20～ 新 任
	武井 大幸	全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長	令3. 8. 20～ 新 任
	今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長	令3. 8. 20～ 新 任
使 用 者 委 員	工藤 久昭	宮崎経済同友会 顧問	平25. 8. 20～ 連 5 期
	見戸 康人	(株式会社テレビ宮崎 常勤監査役)	平29. 11. 21～ 連 3 期
	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事	令元. 8. 20～ 連 2 期
	関本 泰三	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	令3. 8. 20～ 新 任
	税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン 専務取締役	令3. 8. 20～ 新 任

◎ 会長

○ 会長代理

令和3年退任委員

区分	氏名	退任時の職（又は前職）	在任期間
公	後藤 厚一	（宮崎県総合博物館長）	平27. 8.20～ 令 3. 8.19
労	横山 節夫	（日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長）	平11. 8.20～ 令 3. 8.19
	有村 文雄	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平25. 8.20～ 令 3. 8.19
	黒木 忠博	（宮崎交通労働組合 執行委員長）	平25. 8.20～ 令 3. 3.31
使	大森 一仁	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	平24. 2. 6～ 令 3. 5.31
	芝 三千代	社会福祉法人まりあ 副理事長	平29. 8.20～ 令 3. 8.19

第3節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、本県労働委員会が委員及び県職員の中から委嘱しています。

労働争議が発生したときは、会長は、関係当事者の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者名簿に登載されている者の中からあっせん員を指名し、指名されたあっせん員があっせんを行います。

あっせん員候補者名簿（五十音順）

（令和3年12月31日現在）

氏名	現職（又は前職）
今村 彰博	労働者委員 宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
江藤 修一	公益委員 （宮崎県労働委員会事務局長）
金丸 憲史	公益委員 特定社会保険労務士
河野 洋一	使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
工藤 久昭	使用者委員 宮崎経済同友会 顧問
久保 昌広	労働委員会事務局長
兒玉 洋一	商工観光労働部 雇用労働政策課長
税田 倫子	使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
関本 泰三	使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
高野 浩幸	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐
武井 大幸	労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長

氏 名	現 職（又は前職）
多田 昌志	労働委員会事務局 調整審査課長
中川 育江	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
西村 仁	労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
見戸 康人	使用者委員 (株式会社テレビ宮崎 常勤監査役)
八重尾 龍	公益委員 弁護士
山口 弥生	公益委員 弁護士
山崎 真一郎	公益委員 弁護士
吉岡 英明	労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長

第 4 節 事 務 局

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されており、事務局長及び事務局職員は、会長の同意を得て知事が任命します。

本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員10名です。

事務局長 — 調整審査課長 — 課長補佐 — 紛争解決支援担当(7名)[注]
--

[注] 7名中1名は、商工観光労働部雇用労働政策課との兼務。

第 2 章 会 議

第 1 節 総 会

総会は、委員会の意思決定を行う会議であり、労働委員会規則第5条第1項に規定されている諸事項を審議、決定するほか、公益委員会議における決定事項や事件の処理状況など委員会の業務運営全般についての報告が行われています。

本県労働委員会では、原則として毎月第1・第3月曜日に定例総会を開催しています。令和3年中の定例総会の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	主 要 議 題
1430	令 3. 1. 5	<ol style="list-style-type: none"> 1 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について 2 令和3年度定例総会の開催日程(案)について ○ 委員研修(山口委員『試用期間終了後の本採用について』)
1431	令 3. 2. 15	<ol style="list-style-type: none"> 1 定例総会開催の判断基準の改正について 2 令和3年度労働委員会委員研修計画(案)について 3 令和3年(予)第1号争議行為予告について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 12月・1月の労働相談状況について 6 令和3年度諸会議開催予定について 7 「個別的労使紛争処理事件の手引き」及び「個別的労使紛争処理様式等」の改正について 8 労働委員会規則の改正を踏まえた「不当労働行為救済申立事件処理の手引き」の改正について ○ 委員研修(宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課長『本県の雇用労働施策について～雇用労働政策課の取組～』)
1432	令 3. 3. 1	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年(個)第1号・第2号あっせん事件について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 2月の労働相談会の結果について ○ 委員研修(宮崎大学地域資源創世学部准教授『これからのワークルール教育を考える』)
1433	令 3. 3. 15	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 2月の労働相談状況について ○ 委員研修(事務局『令和2年 労働相談・あっせん・不当労働行為事件の総括』)
1434	令 3. 4. 5	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 令和3年(個)第1号・第2号あっせん事件について 3 令和3年(個)第3号あっせん事件について 4 令和3年(予)第1号争議行為予告について 5 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会「代表者会議」について 6 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会について 7 委員研修計画(4月から9月)について ○ 委員研修(事務局『監視カメラ設置の不当労働行為(不利益取扱い)該当性等について～令和2年度九州労働委員会会長会議議題より～』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1435	令 3. 4. 19	1 令和2年度宮崎県労働委員会事業計画の実績報告について 2 3月の労働相談状況について
1436	令 3. 6. 7	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 令和3年(予)第2号争議行為予告について 3 令和3年度宮崎県労働委員会事業計画について 4 4月の労働相談状況について 5 労働組合の資格審査について 6 九州労働委員会連絡協議会について 7 九州ブロック労委労協総会・研修会について ○ 委員研修(宮崎地方裁判所民事次席書記官『労働審判の手続きについて』)
1437	令 3. 6. 21	1 令和3年(個)第4号・第5号あっせん事件について 2 労働組合の資格審査について 3 5月の労働相談状況について 4 「労働相談の日」の結果について ○ 委員研修(宮崎労働局職業対策課高齢者対策担当官・外国人雇用対策担当官『外国人労働者が能力を発揮できる就労環境について』)
1438	令 3. 7. 5	1 定例総会開催の判断基準の制定について 2 令和3年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 3 令和3年(予)第2号争議行為予告について ○ 委員研修(宮崎県総務部危機管理課主幹『南海トラフ地震について』)
1439	令 3. 7. 19	1 6月の労働相談状況について ○ 委員研修(山口委員『アレックス事件 横浜地判平18. 9. 26について』)
1440	令 3. 8. 2	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 令和3年(個)第6号あっせん事件について ○ 委員研修(宮崎労働局労働基準部監督課長『労働時間の管理について』)
1441	令 3. 8. 20	◎第44期宮崎県労働委員会初総会 1 会長の選挙について 2 会長代理の選挙について 3 議席の指定について 4 会長職務代行の指名について 5 幹事委員の選出について 6 あっせん員候補者の委嘱について 7 令和3年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 8 事件の処理状況について 9 7月の労働相談状況について

回	開催年月日	主 要 議 題
1442	令 3.10. 4	1 事件の処理状況について ①令和3年(不)第1号不当労働行為救済申立事件 ②令和3年(個)第4号・5号あっせん事件 ③令和3年(個)第6号あっせん事件 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 2021年九ブロ労委労協第1回幹事会について 4 令和3年度公労使委員合同研修について 5 8月の労働相談状況について
1443	令 3.10.18	1 「審査促進に関する申合せ」の改正について 2 事件の処理状況について ①令和3年(不)第1号不当労働行為救済申立事件 ②令和3年(個)第4号・5号あっせん事件 3 9月の労働相談状況について 4 委員研修計画(11月から3月)について ○ 委員研修(宮崎労働局労働基準部監督課長『監督指導実施状況について』)
1444	令 3.11. 1	1 争議行為予告通知について 2 10月の労働相談会の実施結果について 3 令和3年度上半期ホームページアクセス数について 4 令和3年度九州労働委員会公益委員連絡会議について ○ 委員研修(宮崎産業経営大学法学部講師『テレワークをめぐる法律問題について』)
1445	令 3.11.15	1 10月の労働相談会について 2 事件の処理状況について ①令和3年(個)第4号・5号あっせん事件 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 4 10月の労働相談状況について ○ 委員研修(事務局『今年のおっせん事例について』)
1446	令 3.12. 6	1 事件の処理状況について ①令和3年(不)第1号不当労働行為救済申立事件 2 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について ○ 委員研修(金丸委員『最近の法律改正に伴う対応とコロナの影響について』)
1447	令 3.12.20	1 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について 2 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修について 3 11月の労働相談状況について 4 「職場におけるハラスメントの防止対策等に関する説明会」の受講報告について

第 2 節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議であり、不当労働行為事件に関する事項や労働組合の資格審査など、労働委員会規則第 9 条第 1 項に規定されている事項を審議します。

本県労働委員会の場合、原則として定例総会日に開催するほか、会長が必要に応じて招集します。

令和 3 年中の公益委員会議の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	議 題
782	令 3. 6. 7	1 労働者委員推薦に係る労働組合の資格審査について
783	令 3.10. 4	1 令和 3 年度九州労働委員会公益委員連絡会議について 2 不当労働行為救済申立に係る答弁書の提出期限について

第3節 連絡協議会等

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が、全国又は九州ブロックで開催される他、各側委員及び事務局職員を対象とした各種会議及び研修が開かれています。

令和3年中の連絡協議会等の開催状況は、次のとおりです。

会 議 名		開 催 日	開催地	
全 国 会 議	1	全国労働委員会事務局長連絡会議	中 止	長 崎 県
	2	全国労働委員会会長連絡会議	中 止	長 崎 県
	3	全国労働委員会連絡協議会総会	令3.11.18～19(WEB)	東 京 都
	4	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	令3.11.25(WEB)	東 京 都
	5	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	令3.11.25(WEB)	東 京 都
九 州 ブ ロ ッ ク 会 議	1	九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整・審査部門)	書 面	沖 縄 県
	2	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会 代表者会議	令3.3.18～19	佐 賀 県
	3	2020年度九プロ労委労協第2回幹事会	令3.3.29	鹿 児 島 県
	4	九州労働委員会会長会議	書 面	熊 本 県
	5	九州労働委員会事務局長会議	書 面	熊 本 県
	6	九プロ労委労協総会・研修会	令3.5.12～13(WEB)	鹿 児 島 県
	7	九州労働委員会連絡協議会	令3.5.13～14(WEB)	鹿 児 島 県
	8	2021年度九プロ労委労協第1回幹事会	令3.8.31(WEB)	福 岡 県
	9	九州労働委員会事務局課長会議	令3.9.2(WEB)	大 分 県
	10	九州労働委員会公益委員連絡会議	令3.10.21(WEB)	宮 崎 県
研 修 会	1	労働委員会事務局職員中央研修	DVD	東 京 都
	2	公労使委員合同研修	令3.9.2～3(WEB)	東 京 都
	3	九州地区労働委員会使用者委員研修会	中 止	熊 本 県
	4	九州労働委員会事務局職員研修会	令3.10.22(WEB)	宮 崎 県
	5	労働委員会事務局職員専門研修	令3.11.9(WEB)	東 京 都
	6	公労使委員個別紛争専門研修	令3.12.6～7(WEB)	東 京 都

第 3 章 労働争議の調整等

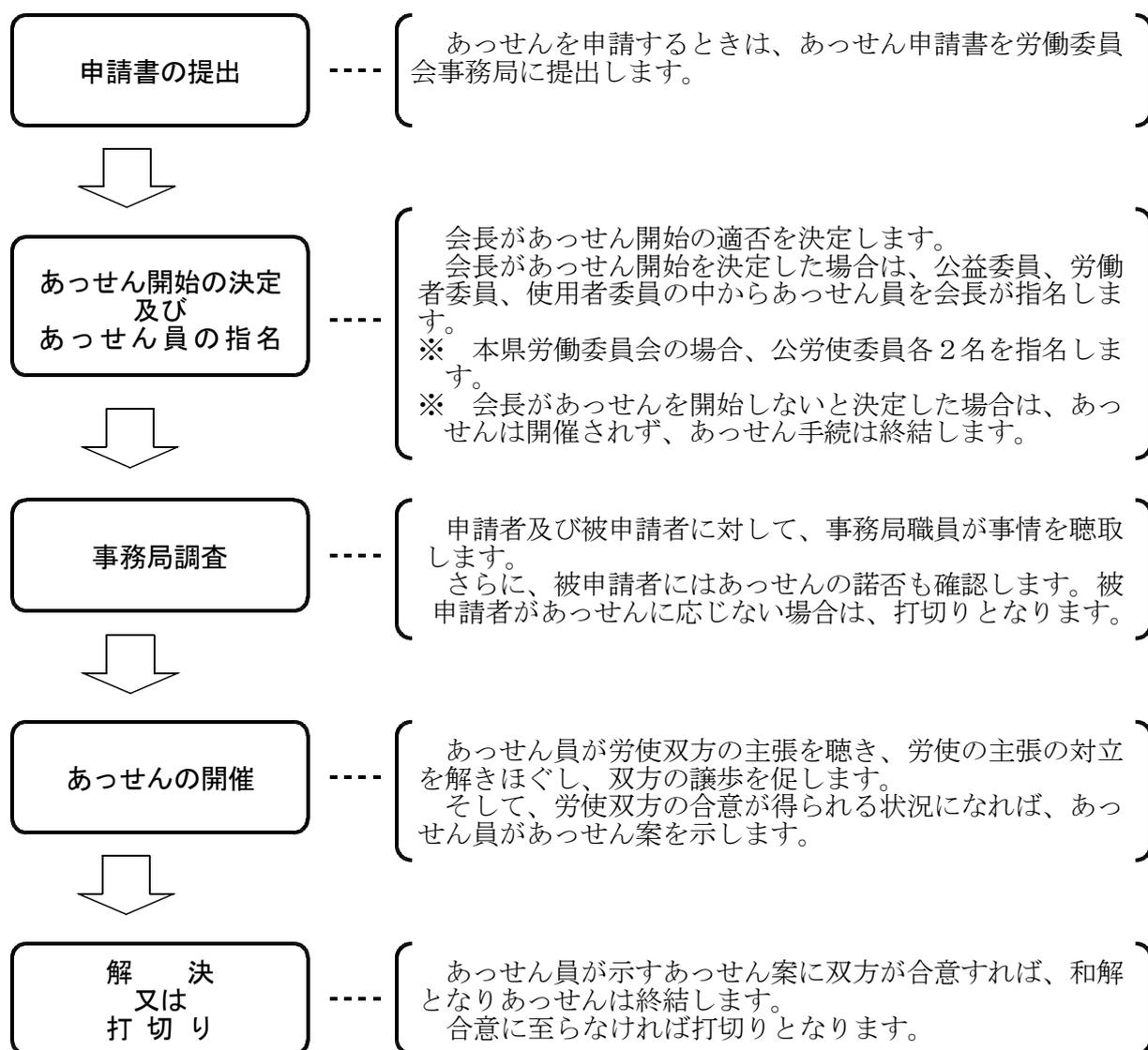
第1節 労働争議の調整

第1 概要

労働組合と使用者との間で労働条件など労働関係に関する問題が生じ、団体交渉等による自主的な話し合いでは解決が困難となった場合に、労働委員会が両者の間に入り、労使双方の歩み寄り・譲歩を促進させることによって合意に導き、労働争議の自主的解決を促すものです。

労働争議の調整には、あっせん、調停、仲裁の3種類がありますが、もっとも簡便なあっせんが多く利用されており、労働組合、使用者どちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん開始から終結までの目標処理期間を50日と定めています。

第2 概 況

令和3年の取扱いはありませんでした。

調整事件取扱件数

調 整 区 分	係 属			終 結 状 況						次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り ・ 不 調	取 下 げ		不 開 始	
				調自 整主 活解 動決 中	調受 整 勸 告 案諾		調指 整名 員前	調指 整名 員後		
あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調 停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲 裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2節 公益事業に係る争議行為の予告

公益事業に関して争議行為が発生すると、公衆の日常生活に大きな影響を与えることから、労働関係調整法第37条第1項の規定により、関係当事者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならないことになっています。

公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業等公衆の日常生活に不可欠な事業であり、労働関係調整法第8条にその範囲が定められています。

令和3年中、本県労働委員会においては次のとおり2件の予告を取り扱いました。

公益事業に係る争議行為予告一覧

事 件 番 号	組 合 員 数	届 出 者	届 出 年月日	争 議 項 目	調 査 開 始 年月日	争議 の 有無	結 果	終 結 年月日	所 要 日 数
令和3年 (予)第1号	83	組合	令3. 2.12	賃金 他2項目	令3. 2.12	無	解決	令3. 3.30	47
令和3年 (予)第2号	171	組合	令3. 5.12	賃金 他2項目	令3. 5.12	無	解決	令3. 7.2	52

また、中央労働委員会から、本県関係分として、27件の争議行為予告があった旨の通知がありました。

第3節 争議行為の発生届出

労働委員会は労働争議解決のために常に最新の情勢を適格に把握しておく必要があることから、労働関係調整法第9条の規定により、関係当事者は、争議行為が発生したときは、労働委員会又は都道府県知事に、直ちにその旨を届け出なければならないことになっています。届出の対象は、公益事業に限らず、全ての事業です。

令和3年中、本県労働委員会においては届出はありませんでした。

第 4 章 不当労働行為の審査等

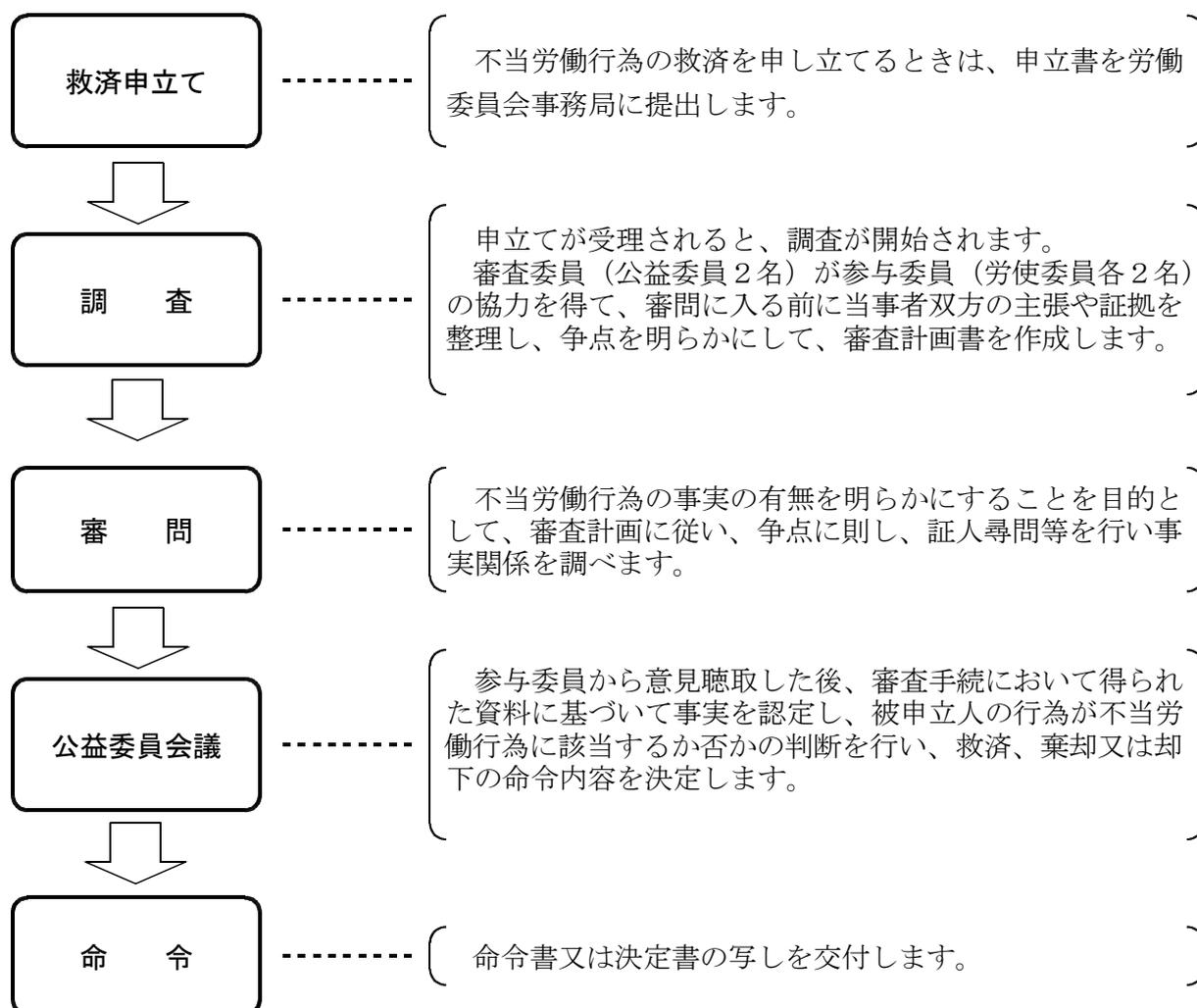
第 1 節 不当労働行為の審査

第 1 概要

使用者から労働組合法第 7 条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

○ 不当労働行為の審査の流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第 27 条の 13、第 32 条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1 年と定めています。

第2 概況

令和3年の取扱件数は、新規申立が1件で、次年繰越となりました。

当該事件は、労組法7条各号別では2号及び3号関係で、業種別では農業・林業でした。

1 不当労働行為事件取扱件数

係属			終結								次年繰越	
前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取下げ・和解				命令・決定					合 計
			取 下 げ	和 解			救 済	棄 却	却 下	計		
				無 関 与	関 与	計						
—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1

2 労組法7条各号別申立件数

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
—	—	—	—	—	—	1	—

3 業種別取扱件数

農業、 林業	建設業	製造業	御売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	医療、 福祉	サービス業	その他
1	—	—	—	—	—	—	—

第3 審査の目標期間及び実施状況

1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

2 審査の実施状況

令和3年は、係属した1件について審査を実施しています。

令和3年の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事 件 番 号	令和3年(不)第1号	
該 当 条 項	労働組合法第7条第2号・第3号	
請 求 す る 救 済 内 容	誠実な団体交渉応諾 支配介入の禁止	
申 立 年 月 日	令和3年6月1日	
終 結 年 月 日	—	
処 理 日 数	—	
終 結 区 分	—	
審 査 等 実 施 回 数	調 査	3
	審 問	—
	和 解 協 議	1
	合 議	—
審 査 委 員	八重尾、山口	
参 与 委 員	中川、吉岡、工藤、河野	
業 種 別	農業・林業	

第4 不当労働行為事件の概要

令和3年（不）第1号事件

申立て 令和3年6月1日

申立人 労働組合A

被申立人 B株式会社

請求する救済内容

- 1 誠実な団体交渉応諾
- 2 支配介入の禁止

終 結 次年繰越

1 事件の概要

AはBが、団体交渉に誠実に対応していないこと、組合員名簿の提出を求めたり、組合役員に対する不当な差別を行うなど、組合の弱体化・無力化を狙った支配介入を行ったことについて、救済申立てを行った。

(1) 申立人の主張

- ① Bは、Aが申し入れた団体交渉に誠実に応じ、労使双方が納得できる合意を得られるよう誠実かつ真剣に対応しなければならない。
- ② Bは、労働組合結成直後から組合員名簿等の提出を求めたり、組合役員に対する不当な差別や執拗な嫌がらせを行うなど、組合の弱体化を狙った支配介入を行った。また、Bは、誠実に交渉して問題解決を図ることなく、就業規則を改正して一方的に労働条件を変更するなど、組合の無力化を狙った支配介入を行った。

(2) 被申立人の主張

- ① 本件救済申立までに1年を経過している団体交渉や組合員名簿等の提出要求等を理由とする救済申立ては、労働組合法第27条第2項により却下されなければならない。
- ② 可能な限りの協議を行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大という異常事態が生じたため、団体交渉の継続実施ができなかったとしても、労働組合の自主性を損なうものではなく、支配介入には該当しない。

2 審査委員

【審査委員】八重尾（審査委員長）、山口

【参与委員】（労側）中川、吉岡（使側）工藤、河野

3 審査経過

令和3年8月2日 第1回委員調査

令和3年9月6日 第2回委員調査

令和3年10月18日 第3回委員調査

4 審査結果

第3回委員調査後、労働委員会から提示した和解協定書（案）に対する双方からの回答を踏まえて和解協議を行ったが、和解は困難であるので和解協議を一旦打切ることとした。令和4年1月に、第4回委員調査を行う予定としている。

第2節 労働組合の資格審査

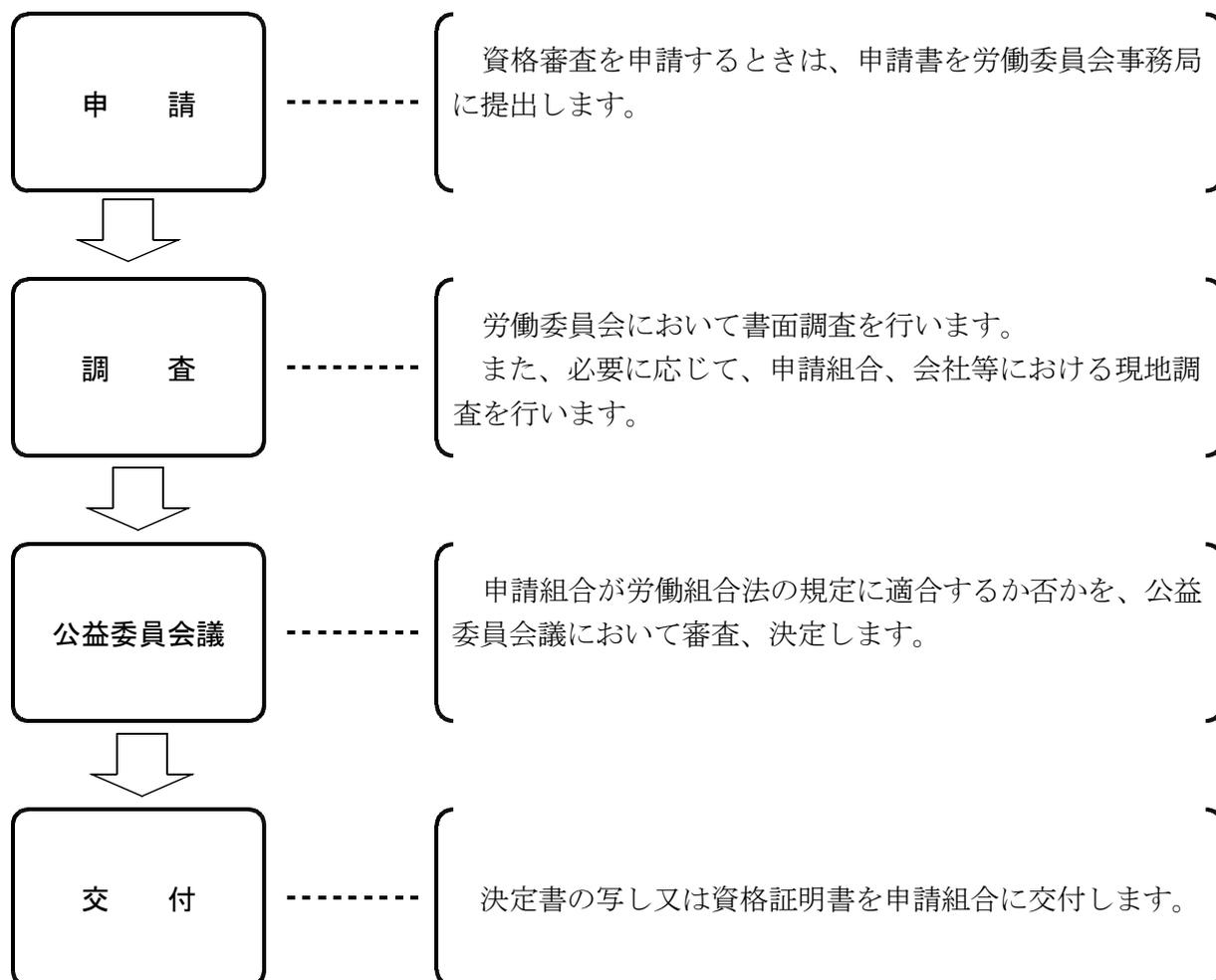
第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

○労働組合の資格審査の流れ



【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。

第2 概況

令和3年の取扱件数は、新規申請2件で、1件は終結し、1件が次年繰越となりました。結果は、適合1件でした。

申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件、第44期宮崎県労働委員会委員推薦に伴うものが1件でした。

1 資格審査取扱件数

係 属			終 結					次 年 繰 越
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	取下げ	計	
—	2	2	1	—	—	—	1	1

2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	その他
1	1	—	—	—

3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
令和3年(資)第1号	労働組合	3.5.10	委員推薦	3.6.7 適 合
令和3年(資)第2号	労働組合	3.6.1	不当労働行為 3年(不)1号	次年繰越

第 3 節 認 定 ・ 告 示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項）。

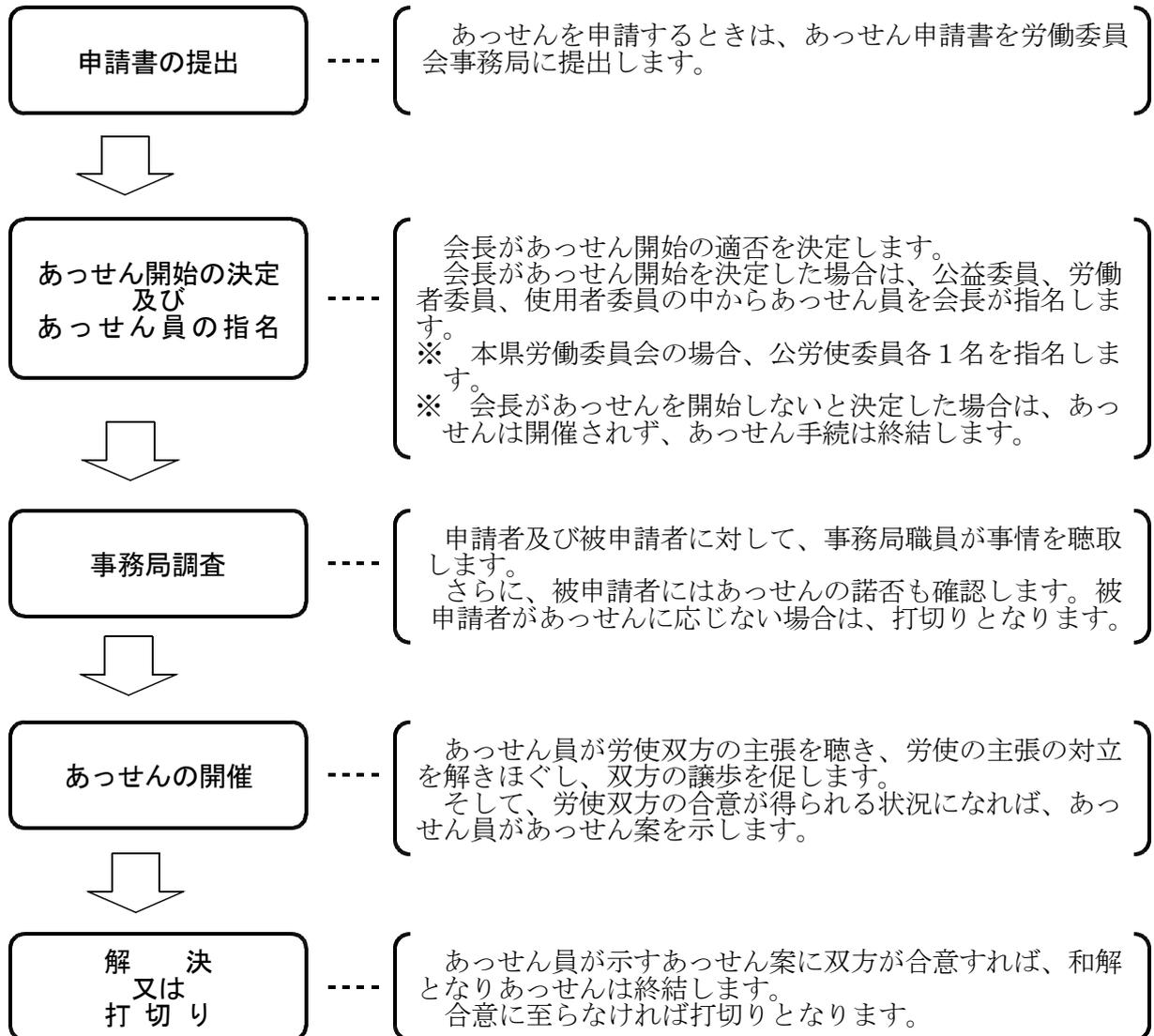
令和 3 年中、認定の申出はありませんでした。

第 5 章 個別的労使紛争のあっせん

第1 概要

労働者個人と使用者との間で生じた労働関係に関する問題（例えば、解雇、パワハラ・嫌がらせ、賃金未払など）について、あっせんを行っています。労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん申請から終結までの目標処理期間を、30日と定めています。

第2 概況

令和3年の取扱件数は、新規申請6件で、4件は終結し、2件が次年繰越となりました。結果は、解決3件、打ち切り1件でした。

紛争内容別では、「パワハラ・嫌がらせ」が5件、「賃金関係」が3件、「解雇・雇止め」及び「労働条件」が2件で、業種別では、「医療、福祉」が3件、「農業、林業」が2件、「サービス業」が1件でした。

1 あっせん事件取扱件数

係 属			終 結 状 況					次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り	取 下 げ			不 開 始
			あ自 つ主 せ解 ん決 中	あ受 つせ ん案 諾		あ指 つせ ん名 員前	あ指 つせ ん名 員後		
0	6	6	—	3	1	—	—	—	2

2 紛争内容別取扱件数

解雇 ・ 雇止め	退職	賃金関係	労働契約	懲戒処分	労働条件	パワハラ ・ 嫌がらせ	その他
2	—	3	—	—	2	5	—

(注) 1件の事件に複数の内容を含む場合があるため、あっせん事件取扱件数と紛争内容別取扱件数の合計は一致しない。

3 業種別取扱件数

農業、 林業	建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	医療、 福祉	サービス業
2	—	—	—	—	3	1

第3 個別あっせん事件一覧

事件番号	申請者	あっせん事項	申請年月日	開始年月日	あっせん回数	あっせん結果	終結年月日	所要日数	あっせん員(公)(労)(使)	業種別
3・1号	労働者	・解雇が無効であることの確認 ・解雇により損害賠償・慰謝料の請求	3 ・ 2 ・ 24	3 ・ 2 ・ 25	1	解決	3 ・ 3 ・ 24	29	山崎 ・ 黒木有村 ・ 河野	医療・福祉
3・2号	労働者	・解雇が無効であることの確認 ・解雇により損害賠償・慰謝料の請求	3 ・ 2 ・ 24	3 ・ 2 ・ 25	1	解決	3 ・ 3 ・ 24	29	山崎 ・ 黒木有村 ・ 河野	医療・福祉
3・3号	労働者	・パワハラにより離職を余儀なくされたことによる経済的損害に対する損害賠償の請求 ・パワハラによる精神的苦痛に対する慰謝料の請求	3 ・ 3 ・ 17	3 ・ 3 ・ 22	—	打切り	3 ・ 3 ・ 31	—	金丸 ・ 横山 ・ 見戸	医療・福祉
3・4号	労働者	・休日労働に対する正当な賃金の請求 ・労働時間等を就業規則改正前の条件に戻すこと ・申請者を意図的にパワハラに加害者に仕立て上げないこと	3 ・ 6 ・ 17	3 ・ 6 ・ 18	2	次年繰越	—	—	山崎 ・ 吉岡 ・ 河野	農業・林業
3・5号	労働者	・休日労働に対する正当な賃金の請求 ・労働時間等を就業規則改正前の条件に戻すこと	3 ・ 6 ・ 17	3 ・ 6 ・ 18	2	次年繰越	—	—	山崎 ・ 吉岡 ・ 河野	農業・林業
3・6号	労働者	・賞与の全額支給 ・長年にわたり上司から受けた精神的苦痛に対する慰謝料の請求	3 ・ 7 ・ 20	3 ・ 7 ・ 29	3	解決	3 ・ 9 ・ 10	53	金丸 ・ 中川 ・ 見戸	サービス業

第4 個別あっせん事件の概要

令和3年（個）第1号 あっせん事件 （第2号事件と併合処理）

申請	令和3年2月24日
申請者	労働者A
被申請者	株式会社B
あっせん事項	解雇が無効であることの確認 解雇による損害賠償・慰謝料の請求
あっせんの結果	令和3年3月24日 解決

1 申請の概要

Aは、Bが運営する福祉施設に正社員として勤務していた。

Aの上司である甲の親族が勤務する職場で感染症患者が確認されたが、甲の親族が直接の感染者ではなかったため、Bは甲に出勤しても差し支えないと伝えた。しかし、Aは、勤務先である福祉施設の職員及び入居者への感染を恐れ、甲に出勤を控えてほしい旨を伝え、また、甲が使用する予定の部屋のドアに目張りを施す等した。

これらの発言・言動により精神的ショックを受けた甲は、いじめを受けている旨をBに相談し、Bは職員全員に対する事実確認を行った上で、Aに対して解雇予告を行った。

Aは、Bから解雇理由証明書を受領したが、記載されていた解雇理由に当たる事実はなく、これまでに指導や処分を受けたこともないことから、不当解雇であると考えた。

このため、Aから「解雇が無効であることの確認」及び「解雇による損害賠償・慰謝料の請求」を求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・業務遂行に当たり指導や懲戒処分を受けたことはなく、解雇理由証明書の記載内容は虚偽であり、不当解雇であるため、解雇無効の確認を求める。
- ・解雇通告により精神疾患を発症・悪化し、今後の就労に影響を及ぼす状態になったことに対する損害賠償を求める。
- ・解雇通告により被った精神的苦痛に対する慰謝料を求める。

(2) 被申請者の主張

- ・勤務態度等について指導していたが改善せず、本件ハラスメントについても指導したが反省が見られなかった。解雇理由証明書の記載内容は全て事実であり、解雇には合理性・相当性がある。
- ・精神疾患は私傷病として傷病手当金の給付申請がなされており、解雇通告との因果関係は認められず、損害賠償を支払う余地はない。
- ・解雇には合理性・相当性があり、慰謝料を支払う余地はない。

3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係や双方の主張・認識及び解決方法について確認しつつ、和解条件を調整することを第一に進めることとした。

あっせんでは、事実関係についての主張は大きく対立していたが、Bから、ハラスメントの被害者とされる甲に対するAの謝罪意思が確認できれば退職勧奨による退職として扱うことに同意する意思が確認できた。

しかしながら、解決金の額については、双方の意向に大きな隔たりがあった。

このため、あっせん員が双方に対し、和解によるメリットなどを説明・説得するとともに、健康保険から支給される傷病手当金と基本給の額との差額を基にした算定方法を提案し、Aに●円を支払うことで解決に応じる意向を引き出すことができた。

最終的に、「退職勧奨により退職したことを相互に確認すること」「解決金として●円を支払うこと」「A及びBは、Aが本件に関し、甲に対し、陳謝の意を有していることを確認すること」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

令和3年（個）第2号 あっせん事件（第1号事件と併合処理）

申請者	令和3年2月24日
被申請者	労働者C
あっせん事項	株式会社B
あっせんの結果	解雇が無効であることの確認 解雇による損害賠償・慰謝料の請求 令和3年3月24日 解決

1 申請の概要

Cは、Bが運営する福祉施設に正社員として勤務していた。

Cの上司である甲の親族が勤務する職場で感染症患者が確認されたが、甲の親族が直接の感染者ではなかったため、Bは甲に出勤しても差し支えないと伝えた。しかし、Cは、勤務先である福祉施設の職員及び入居者への感染を恐れ、甲に出勤を控えてほしい旨を伝え、また、甲が使用する予定の部屋のドアに目張りを施す等した。

これらの発言・言動により精神的ショックを受けた甲は、いじめを受けている旨をBに相談し、Bは職員全員に対する事実確認を行った上で、Cに対して解雇予告を行った。

Cは、Bから解雇理由証明書を受領したが、記載されていた解雇理由に当たる事実はなく、これまでに指導や処分を受けたこともないことから、不当解雇であると考えた。

このため、Cから「解雇が無効であることの確認」及び「解雇による損害賠償・慰謝料の請求」を求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・業務遂行に当たり指導や懲戒処分を受けたことはなく、解雇理由証明書の記載内容は虚偽であり、不当解雇であるため、解雇無効の確認を求める。
- ・解雇通告により精神疾患を発症・悪化し、今後の就労に影響を及ぼす状態になったことに対する損害賠償を求める。
- ・解雇通告により被った精神的上通に対する慰謝料を求める。

(2) 被申請者の主張

- ・勤務態度等について指導していたが改善せず、本件ハラスメントについても指導したが反省が見られなかった。解雇理由証明書の記載内容は全て事実であり、解雇には合理性・相当性がある。
- ・精神疾患は私傷病として傷病手当金の給付申請がなされており、解雇通告との因果関係は認められず、損害賠償を支払う余地はない。
- ・解雇には合理性・相当性があり、慰謝料を支払う余地はない。

3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係や双方の主張・認識及び解決方法について確認しつつ、和解条件を調整することを第一に進めることとした。

あっせんでは、事実関係についての主張は大きく対立していたが、Bから、ハラス

メントの被害者とされる甲に対するCの謝罪意思が確認できれば退職勧奨による退職として扱うことに同意する意思が確認できた。

しかしながら、解決金の額については、双方の意向に大きな隔たりがあった。

このため、あっせん員が双方に対し、和解によるメリットなどを説明・説得するとともに、健康保険から支給される傷病手当金と基本給の額との差額を基にした算定方法を提案し、Cに●円を支払うことで解決に応じる意向を引き出すことができた。

最終的に、「退職勧奨により退職したことを相互に確認すること」「解決金として●円を支払うこと」「C及びBは、Cが本件に関し、甲に対し、陳謝の意を有していることを確認すること」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

令和3年（個）第3号 あっせん事件

申請者	令和3年3月17日
被申請者	労働者D
あっせん事項	株式会社E
	パワハラにより離職を余儀なくされたことによる経済的損害に対する損害賠償の請求
	パワハラによる精神的苦痛に対する慰謝料の請求
あっせんの結果	令和3年3月31日 打切り

1 申請の概要

Dは、Eが運営する福祉施設に正社員として勤務していた。Eの代表者は、Dに関する嘘の話を利用者に対してするなど誹謗中傷を行った。また、同僚である乙から、「準備が不十分」等と罵倒されるようになり、さらに、Eの代表者と乙から「給料泥棒」等と罵倒された。それ以来、Dは、精神的苦痛から通勤することができなくなり退職することとした。

そこでDは、パワハラの適切な対応がなされず、「離職を余儀なくされたことによる経済的損害に対する損害賠償及び精神的苦痛に対する慰謝料の請求」を求めるあっせん申請をした。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・ Eの代表者と乙からパワハラを受け、精神的苦痛から離職を余儀なくされた。
- ・ パワハラへの適切な対応がなされず、離職を余儀なくされたことによる経済的損害に対する損害賠償及び精神的苦痛に対する慰謝料を求める。

(2) 被申請者の主張

- ・ 業務の指示等を行っても、Dは反抗的態度をとるなどして従わなかったものであり、会社は適切に対応した。職員同士の喧嘩であり、パワハラとは認識していない。Dは、自ら退職届を提出した。
- ・ 請求の根拠を具体的に出してもらいたい。支払うべきものであれば支払いに応じるが、Dはその根拠を示していない。Dが争う意向であれば、たとえ裁判となっても受けて立つ。

3 あっせんの結果

Eが事務局調査及びあっせんに参加しない旨の意向を示したため、あっせんは打切りとなった。

令和3年（個）第4号 あっせん事件（第5号事件と併合処理）

申請者	令和3年6月17日
被申請者	労働者F 株式会社G
あっせん事項	休日労働に対する正当な賃金の請求 労働時間等を就業規則改正前の条件に戻すこと Fを意図的にパワハラに加害者に仕立て上げないこと
あっせんの結果	次年繰越

1 申請の概要

FはGの事業所に正社員として勤務している。Fは、当該事業所の年間休日日数について、就業規則上の規定と勤務実態に差異があると考え、Fが加入する労働組合の丙を通じ、文書や団体交渉においてGにその説明を求めたが、納得のいく回答は得られなかった。

その後、Gが就業規則上の規定と勤務実態の差異を是正するため就業規則を変更したが、F及び丙はこれを一方的な労働条件の不利益変更かつその変更手続きに違反があるため無効であると主張したが、Gは認めなかった。

また、Fが同僚に対して注意等を行った後、当該同僚が精神的な障害を発症したことについて、Fは業務上の指導や注意であったと弁明するも、Gが事情聴取をしようとしたため、Fはこれを拒否した。

このため、Fから、就業規則上の規定と勤務実態の差異にあたる付与されなかった休日分の賃金の支払いの請求等を求めてあっせん申請がなされた。

なお、当該あっせんと並行して、丙からGが上記団体交渉に誠実に対応していない等として、不当労働行為の救済申立てがなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・本来付与すべき休日を与えられなかったため、付与されなかった休日分の賃金の支払いを求める。
- ・不当な就業規則の変更により、労働時間が改悪され年間休日が少なくなったので、Fの労働時間を就業規則改正前の就業規則で定められていた条件に戻してほしい。
- ・パワハラではなく職務上の指導や注意であるとの弁明を行っているにもかかわらず、GはFをパワハラ行為者と決めつけ、Fに不利益を与えようとしている。

(2) 被申請者の主張

- ・当該事業所は、業種からして労働基準法の労働時間等の適用がなく、Fの主張は前提を欠いている。
- ・年間休日労働ないし時間外労働の対価として十分な額の特別手当を既に支給しており、Fの主張は二重払いを求めるものである。
- ・就業規則の変更は、就業規則上の規定と勤務実態の差異を是正して一致させるために行ったもので、変更の手続きも適正に行っている。

- ・ Fが同僚にパワハラを継続したことにより、同僚が精神的な障害を発症したという疑いがあり、同僚の診断書などからも明らかだ。パワハラ防止法等に基づき適正に対処しているので、FはGの事情聴取に協力すべきだ。

3 あっせんの結果

次年に繰越し

令和3年（個）第5号 あっせん事件（第4号事件と併合処理）

申請者	令和3年6月17日
被申請者	労働者H 株式会社G
あっせん事項	休日労働に対する正当な賃金の請求 労働時間等を就業規則改正前の条件に戻すこと
あっせんの結果	次年繰越

1 申請の概要

HはGの事業所に正社員として勤務している。Hは、当該事業所の年間休日日数について、就業規則上の規定と勤務実態に差異があると考え、Hが加入する労働組合の丙を通じ、文書や団体交渉においてGにその説明を求めたが、納得のいく回答は得られなかった。

その後、Gが就業規則上の規定と勤務実態の差異を是正するため就業規則を変更したが、H及び丙はこれを一方的な労働条件の不利益変更かつその変更手続きに違反があるため無効であると主張したが、Gは認めなかった。

このため、Hから、就業規則上の規定と勤務実態の差異にあたる付与されなかった休日分の賃金の支払いの請求等を求めてあっせん申請がなされた。

なお、当該あっせんと並行して、丙からGが上記団体交渉に誠実に対応していない等として、不当労働行為の救済申立てがなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・本来付与すべき休日を与えられなかったため、付与されなかった休日分の賃金の支払いを求める。
- ・不当な就業規則の変更により、労働時間が改悪され年間休日が少なくなったので、Hの労働時間を就業規則改正前の就業規則で定められていた条件に戻してほしい。

(2) 被申請者の主張

- ・当該事業所は、業種からして労働基準法の労働時間等の適用がなく、Hの主張は前提を欠いている。
- ・年間休日労働ないし時間外労働の対価として十分な額の特別手当を既に支給しており、Hの主張は二重払いを求めるものである。
- ・就業規則の変更は、就業規則上の規定と勤務実態の差異を是正して一致させるために行ったもので、変更の手続きも適正に行っている。

3 あっせんの結果

次年に繰越し

令和3年（個）第6号 あっせん事件

申請者	令和3年7月20日
被申請者	労働者I
あっせん事項	一般社団法人J
	①賞与（冬・夏）の全額支給
	②長年にわたり上司から受けた精神的苦痛に対する慰謝料の請求
あっせんの結果	令和3年9月10日 解決

1 申請の概要

Iは、Jに正社員として勤務している。

Iは、令和〇年〇月〇日に業務上のミスをし、始末書を提出するとともに、担当業務が変更された。その後、与えられた仕事に一生懸命に取り組んだが、他の従業員と比べて2、3割の仕事内容（責任と仕事量）と言われ、〇年冬及び翌年夏の賞与が大幅に減額支給された。

また、Iは、長年にわたり、上司から厳しい注意を受けたり、無視されたことにより、〇か月の療養が必要となった。

このため、Iから、賞与を全額支給すること等を求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・賞与（冬・夏）が大幅に減額支給されているが、与えられた仕事を一生懸命に行っており、賞与の全額支給を求める。
- ・長年にわたり上司から受けた精神的苦痛に対する慰謝料を求める。

(2) 被申請者の主張

- ・就業規則上、賞与については裁量が認められている。
- ・業務上問題がある職員に対して、教育の範囲内で適切に指導を行っていた。慰謝料を請求される根拠はない。

3 あっせんの結果

事実関係についての主張は大きく対立していたが、Jから、Iが退職勧奨に応じるならば金銭による解決を図りたい意思が確認できた。

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、Iが退職勧奨に応じる意思が確認できた上で、金銭支払いによる解決を図ることとした。

Iは退職勧奨に応じるか決めかねていたが、第2回あっせん終了後、Iが退職勧奨に応じること、解決金に上乗せがほしいこと、謝罪文が欲しいことが確認されたので、第3回あっせんを行った。

解決金額に大きな隔たりがあったが、あっせん員が双方に、和解によるメリット等を丁寧に説明・説得し、最終的に、「IがJからの退職勧奨に応じ、〇年〇月〇日付けで退職すること」、「解決金として●円を支払うこと」「Jは、Iの今回のあっせんとなった経緯について、遺憾の意を表すること」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

第 6 章 勞 働 相 談

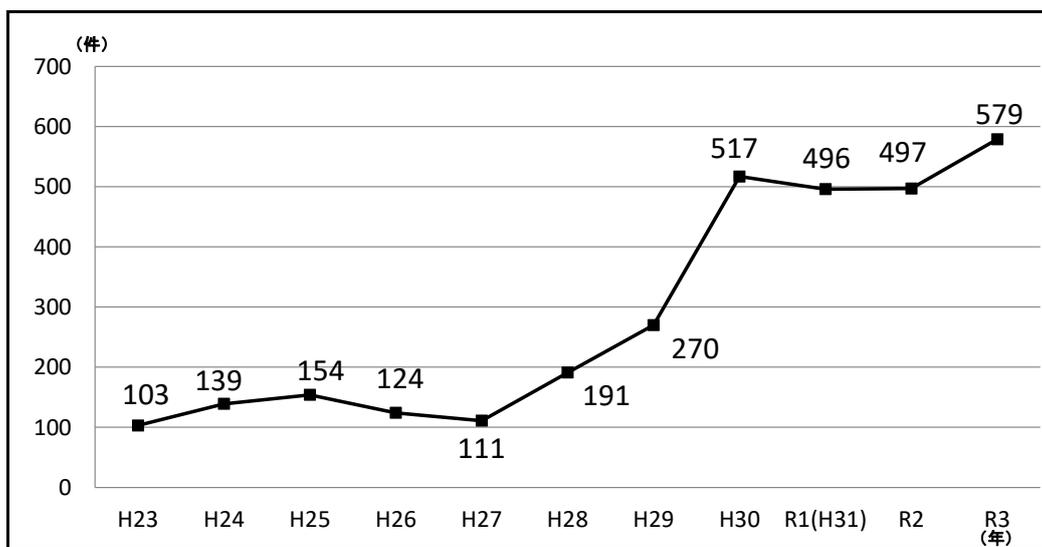
第1 概要

本県労働委員会では、労働者と使用者との間の労働条件や職場の人間関係に起因するパワハラ等、労働問題全般にわたる様々な相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行っています。相談の内容によっては「個別的労使紛争のあっせん」制度を活用して解決を促すことも行います。

第2 概況

相談件数を年次別にみると、近年増加の傾向にあります。
令和3年の相談件数は579件で、前年比82件の増加でした。

図1 年次別相談件数の推移



令和3年の相談を内容別にみると、次のとおりとなっています。

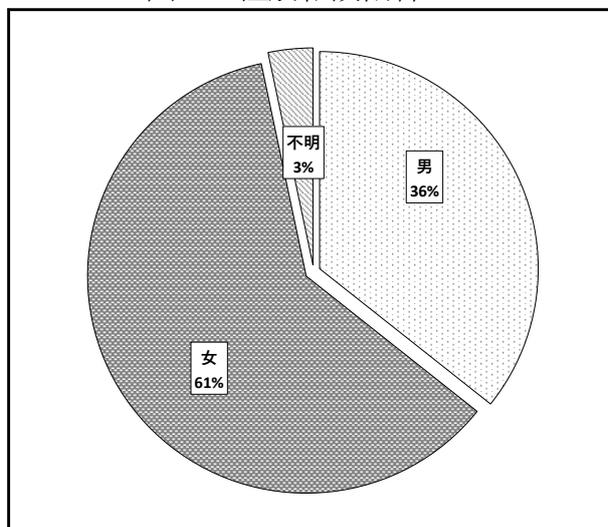
1 性別、年代別相談件数（労働組合、企業等は除く）

相談者（件数）を性別にみると、男性195件（36%）、女性333件（61%）と、女性からの相談が多くなっています。

表1 性別相談件数

性別	件数
男	195
女	333
不明	18
合計	546

図2 性別相談割合

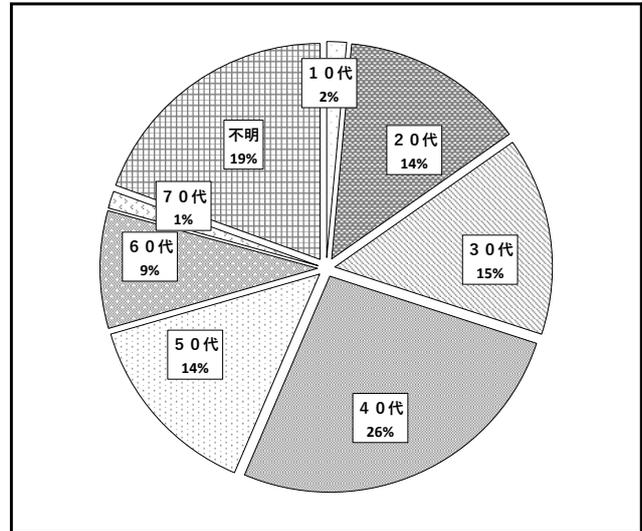


また、相談者（件数）を年代別にみると、40代が144件（26%）で最も多く、次いで30代が81件（15%）、50代が77件（14%）となっており、中堅世代からの相談が多くなっています。

表2 年代別相談件数

年代	件数
10代	8
20代	75
30代	81
40代	144
50代	77
60代	48
70代	7
不明	106
合計	546

図3 年代別相談割合



2 雇用形態別相談件数（労働組合、企業等は除く）

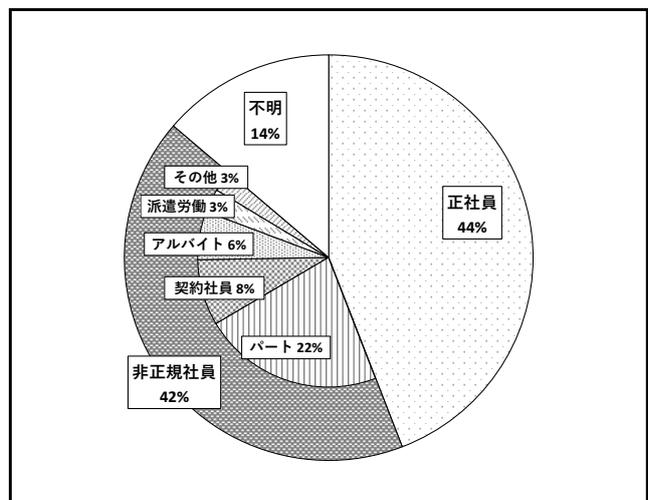
相談者（件数）を雇用形態別にみると、正社員が241件（44%）で、非正規社員の230件（42%）を上回っています。非正規社員の内訳をみると、パートが122件（全体の22%）で、非正規社員の5割以上を占めています。

さらに、性別（不明、対象外を除く）にみると、男性は正社員が116件（男性全体の60%）、非正規社員が48件（同25%）であるのに対し、女性は正社員が123件（女性全体の37%）、非正規社員が177件（同53%）となっています。

表3 雇用形態別、性別相談件数

		男	女	不明	合計
正社員		116	123	2	241
非 正 規	パート	11	110	1	122
	契約社員	11	32	2	45
	アルバイト	17	15	1	33
	派遣労働	4	12	0	16
	その他	5	8	1	14
	小計	48	177	5	230
不明		31	33	11	75
合計		195	333	18	546

図4 雇用形態別相談割合



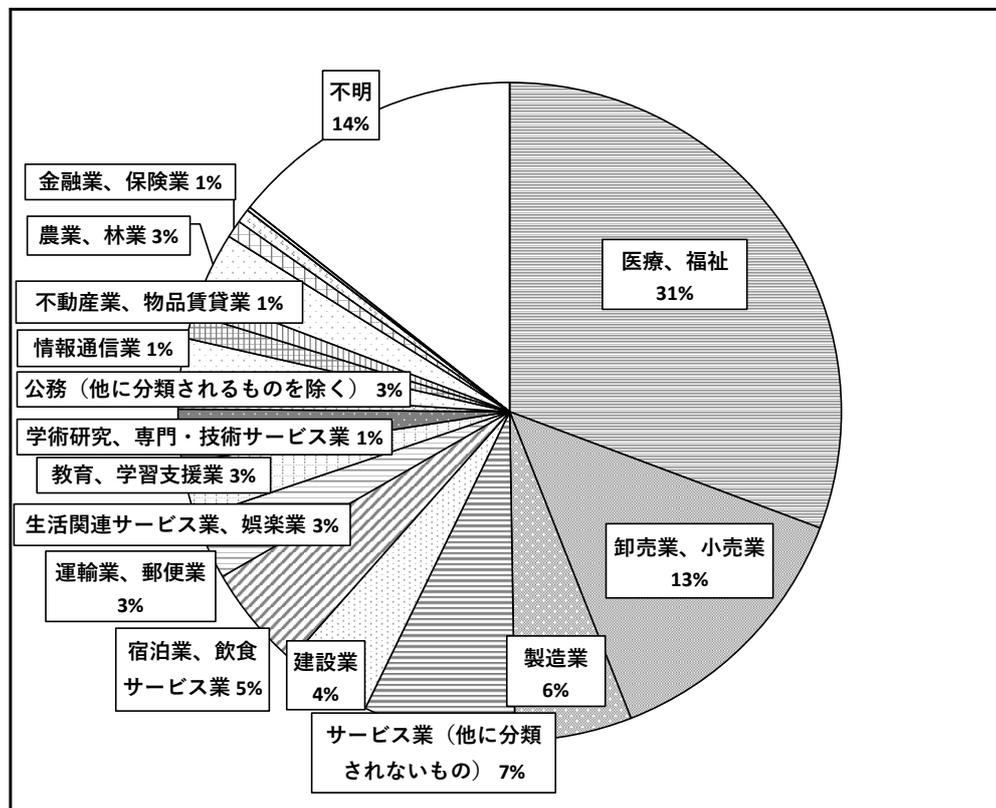
3 業種別相談件数

相談者（件数）を業種別にみると、「医療、福祉」が178件（31%）と最も多くなっています。次いで「卸売業、小売業」77件（13%）、「サービス業（他に分類されないもの）」43件（7%）となっています。

表4 業種別相談件数

医療、福祉	卸売業、小売業	製造業	サービス業（他に分類されないもの）	建設業	宿泊業、飲食サービス業	運輸業、郵便業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	学術研究、専門・技術サービス業	公務（他に分類されるものを除く）	情報通信業	不動産業、物品賃貸業	農業、林業	金融業、保険業	電気・ガス・熱供給・水道業	複合サービス業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	分類不能の産業	不明	計
178	77	33	43	25	30	18	16	15	5	15	7	6	18	5	4	-	-	-	1	83	579

図5 業種別相談割合



4-1 相談内容別相談件数

相談内容を大きく「経営・人事」「賃金等」「労働条件等」及び「人間関係」の4つに分類すると、「労働条件等」に関する相談が376件（36%）と最も多くなっています。

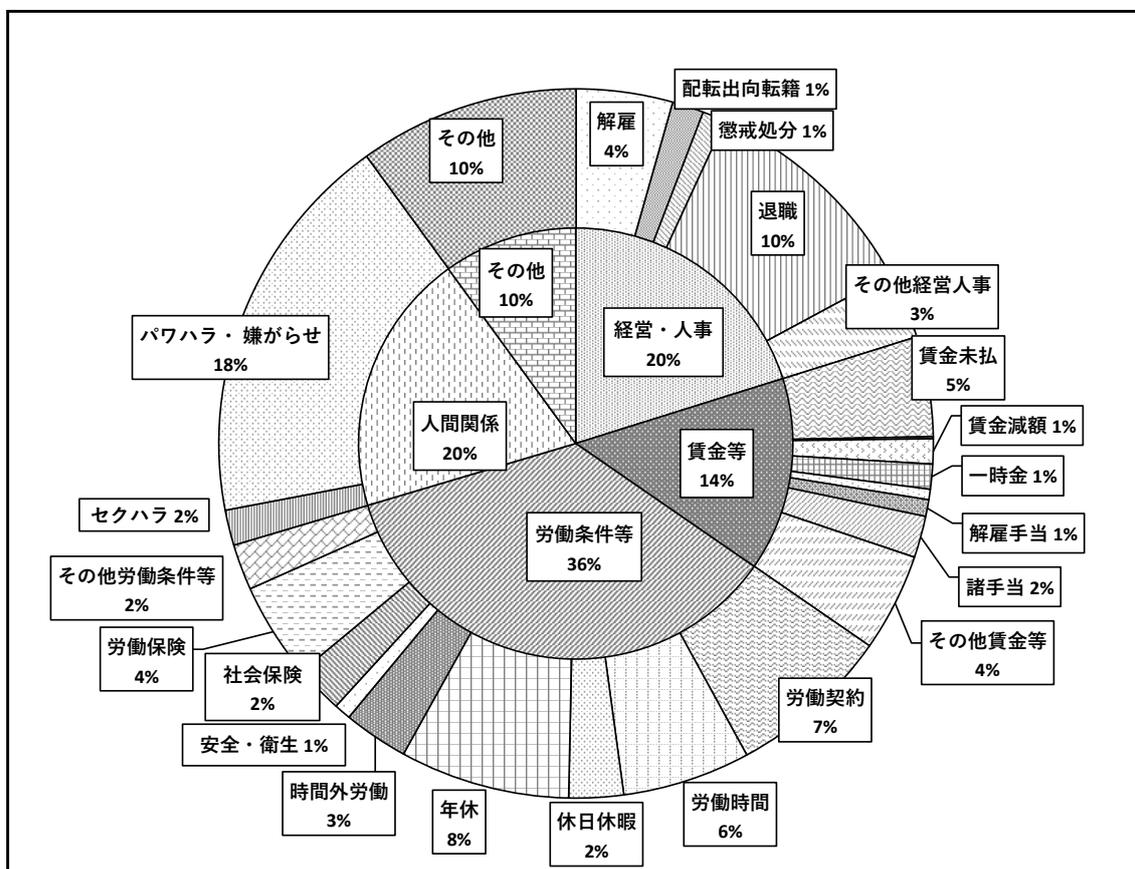
さらに個別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」が190件（18%）と最も多く、次いで「退職」108件（10%）、「年休」81件（8%）、「労働契約」78件（7%）「労働時間」61件（6%）となっています。

表5 相談内容別相談件数

経営・人事					賃金等										労働条件等										人間関係		その他	計		
解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	小計	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険	労働保険	その他労働条件等	小計	セクハラ	パワハラ・嫌がらせ				
46	15	11	108	32	212	48	1	12	12	5	8	20	-	47	153	78	61	26	81	31	8	23	46	22	376	17	190	207	105	1053

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と相談内容別相談件数の合計は一致しない。

図6 相談内容別相談割合



4-2 雇用形態別、相談内容別相談件数(労働組合、企業等は除く)

雇用形態別に相談内容を大分類でみると、正社員、非正規社員ともに「労働条件等」が最も多く、正社員では158件(34%)、非正規社員では176件(40%)となっています。次いで多いのが正社員、非正規社員ともに「経営・人事」で、正社員では109件(24%)、非正規社員では84件(19%)となっています。

個別にみると、正社員、非正規社員ともに「パワハラ・嫌がらせ」が最も多く、正社員では92件(20%)、非正規社員では66件(15%)となっています。次いで多いのが、正社員は「退職」で54件(12%)、非正規社員は「労働契約」で50件(11%)となっています。

表6 雇用形態別、相談内容別相談件数

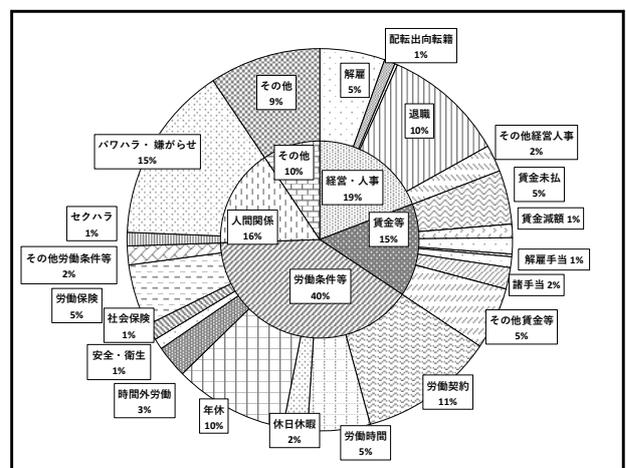
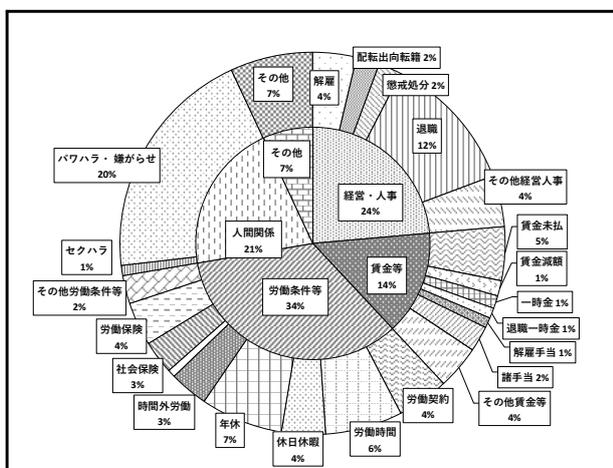
	経営・人事					賃金等					労働条件等										人間関係			計			
	解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険	労働保険	その他労働条件等		セクハラ	パワハラ・嫌がらせ	その他
正社員	17	9	9	54	20	21		6	5	4	4	10		17	20	30	17	32	15	3	13	17	11	4	92	32	462
非正規	パート	13	2		28	7	8	3	3		3	7		9	27	15	6	29	7	4	5	15	4	2	37	20	254
	契約社員	7		1	11	1	5	1	2	1				7	8	6	2	8	4			5	1	2	10	4	86
	アルバイト	4	1		6		5	1			1	1		6	11	1		3				3	1		7	8	59
	派遣労働		1			2	2							1	2	1	1		1					1	8	2	23
	その他									1									2					1	4	7	17
小計	24	4	1	45	10	20	0	5	6	1	4	8	0	23	50	23	9	42	12	4	6	23	7	5	66	41	439
不明	3	1		7		7		1	1			1		6	3	7		5	3		3	4	2	8	26	17	105
対象外																											0
合計	44	14	10	106	30	48	0	12	12	5	8	19	0	46	73	60	26	79	30	7	22	44	20	17	184	90	1,006

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と雇用形態別、相談内容別相談件数の合計は一致しない。

図7 雇用形態別相談内容割合

正社員

非正規社員



第 7 章 広 報 活 動

労働委員会は、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じた労働関係のトラブルを迅速に解決し、労使関係の安定を図る行政機関であることを、広く県民の皆さんに知っていただく広報活動を行っています。

1 労働相談会の実施

平日の日中では相談できない方のために、平日夜間及び土曜・日曜にも相談を受け付ける「労働相談会」を、2月と10月に実施しました。

期 間	2月13日(土)～19日(金)	10月9日(土)～10月15日(金)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、FAX、インターネット	
対 応 者	事務局職員	
期間中の相談件数	24件	17件
	うち夜間 0件	3件
	うち土日 11件	2件

2 「労働相談の日」の実施

6月(=ろう)10日(=どう)と読めることから、6月10日を「労働相談の日」と位置付け、平日では相談できない方のために、日曜にも相談を受け付ける「働くあんしんをサポート！労働相談の日」を実施しました。

期 日	6月6日(日)
時 間	9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内
相 談 方 法	電話、面談、FAX、 インターネット
対 応 者	事務局職員
相 談 件 数	6件

3 ホームページでの情報提供等

労働委員会制度の概要やあっせん事例等を紹介し、労働委員会制度の更なる周知を図りました。

また、労働相談の受付状況を見ると、労働委員会の認知方法では「ホームページ」の割合が最も高くなっていることから、最新情報の掲載（随時更新）及び毎月のアクセス件数の把握に努めました。

労働委員会の認知方法推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ホームページ	8.4	20.4	37.9	39.7	43.1	54.9
他機関からの紹介	11.5	14.1	15.1	12.9	13.5	12.6
労委を既知	9.9	8.5	4.6	4.2	4.8	4.8
知人からの紹介	3.7	3.7	5.2	3.8	4.8	5.4
パンフレット類	8.4	13.3	7.4	5.4	5.8	2.8
テレビ	9.4	6.3	4.1	5.0	2.6	2.2
ラジオ	4.2	3.3	3.7	2.2	3.8	1.2
電話帳	8.9	17.8	7.9	5.8	1.0	1.4
その他	0	0	0	0.6	1.6	1.4
市町村の広報誌	5.2	1.5	1.5	1.2	1.4	1.6
ポスター	0.5	1.1	1.2	0.2	0.2	0.3
新聞	2.6	0	1.5	1.6	3.0	0.9
不明	27.2	10.0	9.9	17.1	14.3	10.5

(%)

宮崎県 Miyazaki Prefecture

文字サイズ 縮小 標準 拡大 色合い 標準 音声読み上げ/ふりがな Foreign Language

検索

よくある質問から探す > 組織で探す > 何をお探ですか? > サイトマップ

トップページ 暮らし・教育 健康・福祉 しごと・産業 観光・文化・交流 社会基盤 県政情報

トップ > しごと・産業 > 労働・雇用 > 労働相談 > 労働者個人と使用者とのトラブル解決について

労働相談

ツイート 更新日：2021年3月16日

労働者個人と使用者とのトラブル解決について

労働者個人と使用者との間のトラブル解決をお手伝いします

労働委員会では、労働者個人と使用者との労働関係に関するトラブル、いわゆる個別的労使紛争の「相談」を受けて、解決のために双方からお話を伺い、助言等を行なう「あっせん」を行なっています。お気軽に御利用ください。

- PDF 労働委員会PRチラシ「職場のお悩みは労働委員会にご相談ください！」(PDF: 200KB)
- PDF 労働委員会リーフレット「仕事のトラブルでお悩みの方へあきらめないで相談を～」(PDF: 1,983KB)

相談は、来訪・電話・メール・ファックスでできます。また、労働委員会を利用する場合の費用は無料です。

- 電話番号：「働くあんしんサポートダイヤル」0985-26-7538
- ファックス番号：0985-20-2715
- E-mail：労働相談専用フォームへ(外部サイトヘリンク)

ファックスの場合は、以下のファイルをダウンロードし、必要事項を記入の上、送信してください。

- Excel 相談票 (エクセル: 25KB)
- PDF 相談票 (PDF: 54KB)

(宮崎県ホームページ)

4 各種媒体による広報活動

10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」や、2月及び10月の「労働相談会」、6月の「労働相談の日」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MR T「おしえて！みやざき」、UMK「みやざきゲンキTV」
- ・ ラジオ：MR T「おはよう県庁です」、エフエム宮崎「Today宮崎」
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」
- ・ 広報誌：各市町村広報誌
- ・ SNS：「宮崎県広報」Facebook、Twitter、LINE公式アカウント

5 出前講座

県民、各種団体等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を実施し、注意すべき労働法令の解説や、労働委員会制度のPR等を行いました。

出前講座の様子



(事務局職員による講義)

6 関係機関等との連携

関係機関等に対し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。

また、労働相談件数の業種別割合において「医療・福祉」が最も多くなっていることから、医療・福祉関係団体構成員へ啓発資料の配付や、労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、商工労政主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知協力を求め、連携の強化に努めました。

ポスター

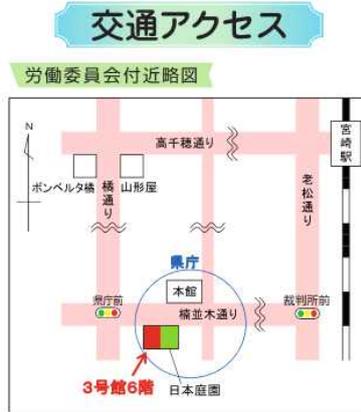
リーフレット

労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機期間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！

宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階
8:30～12:00、13:00～17:00
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715
HP 相談フォームを用意しています



宮崎県労働委員会

仕事のトラブルで ま悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇
された…

残業代が
出ない…

なぜ急に
異動？…

パワハラ
では？…

相談
無料



秘密
厳守

宮崎県労働委員会
TEL 0985-26-7538

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

使用者

労働委員会

労働者

公正・中立
無料です。

労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。

労働者委員

労働組合の役員など
労働者側の事情を的確に把握

公益委員

弁護士など
公平な第三者の立場

使用者委員

会社の役員など
使用者側の事情を的確に把握

まずはご相談ください！

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



解雇トラブルが解決したケース



労働者と使用者のトラブル解決(あっせん)

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会(あっせん)が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

労働間で
トラブルが発生
(自主解決が困難)

労働委員会へ
あっせん申請

事務局職員に
よる事情聴取

あっせん実施
(あっせん案提示)

受諾

拒否

解決
打ち切り

参 考

区分	年	昭																														平			令	合			
		59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			29	30	元
係 属 件 数	前年繰越	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	...
	新 規	8	7	5	4	1	2	1	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	-	431
	計	10	9	6	4	4	4	3	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	-	...
あ つ せ ん	前年繰越	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	...	
	新 規	8	4	5	4	1	2	-	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	-	412
	小 計	10	6	6	4	4	4	2	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	-	...
	規則 65Ⅱ	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
	終 結 状 況	解 決	4	2	3	-	-	1	-	6	-	1	1	-	-	1	1	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	2	2	1	-	-	1	-	-	-	227	
	打切り	2	3	2	1	1	1	2	-	-	-	-	2	-	2	1	-	1	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1	4	1	-	-	-	-	123	
	取下げ	2	-	-	-	1	-	-	-	2	3	1	2	2	1	-	-	-	-	2	-	2	2	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	54	
	次年繰越	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	...	
調 停	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	
	小 計	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	規則 70Ⅱ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	終 結 状 況	解 決	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	
	不 調	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	取下げ	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...		
仲 裁	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	小 計	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	規則79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	終 結 状 況	裁 定	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	

図1 新規申請件数の推移

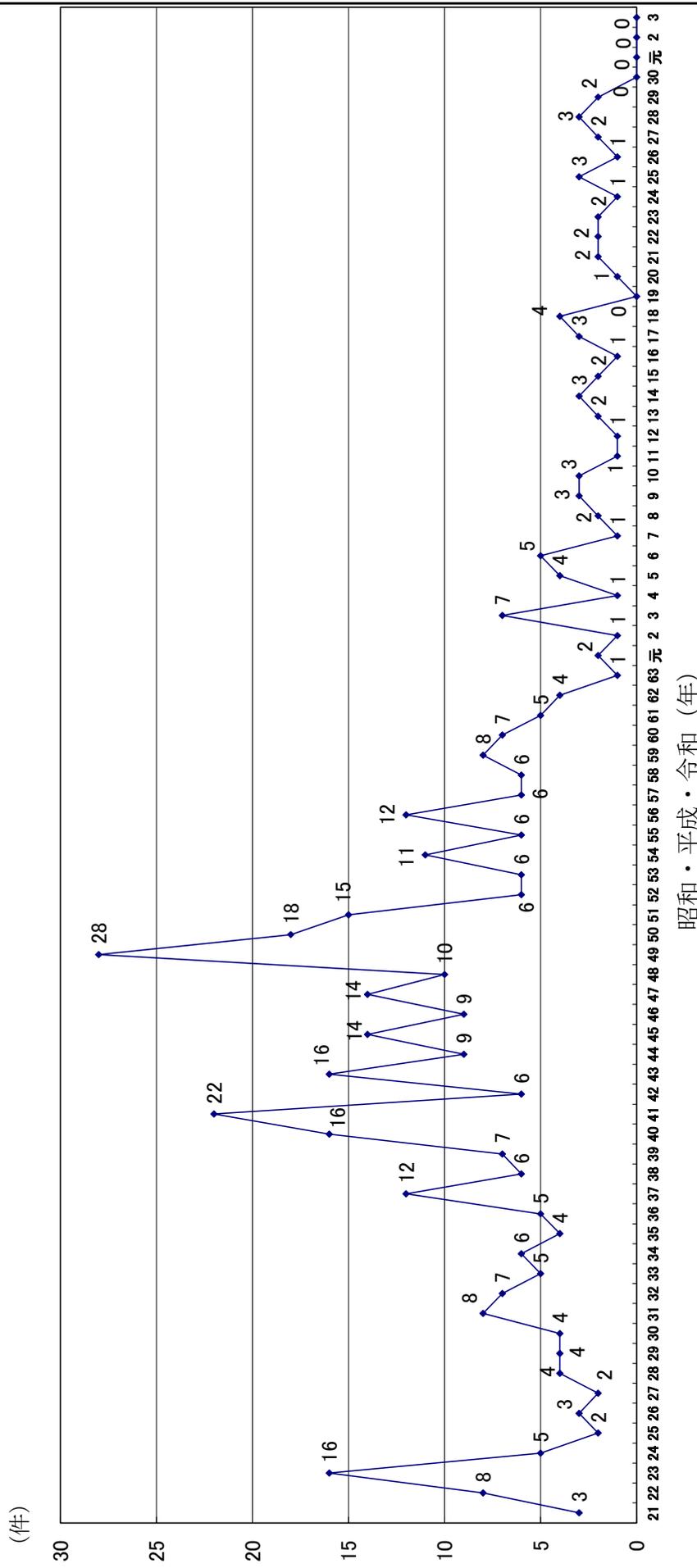
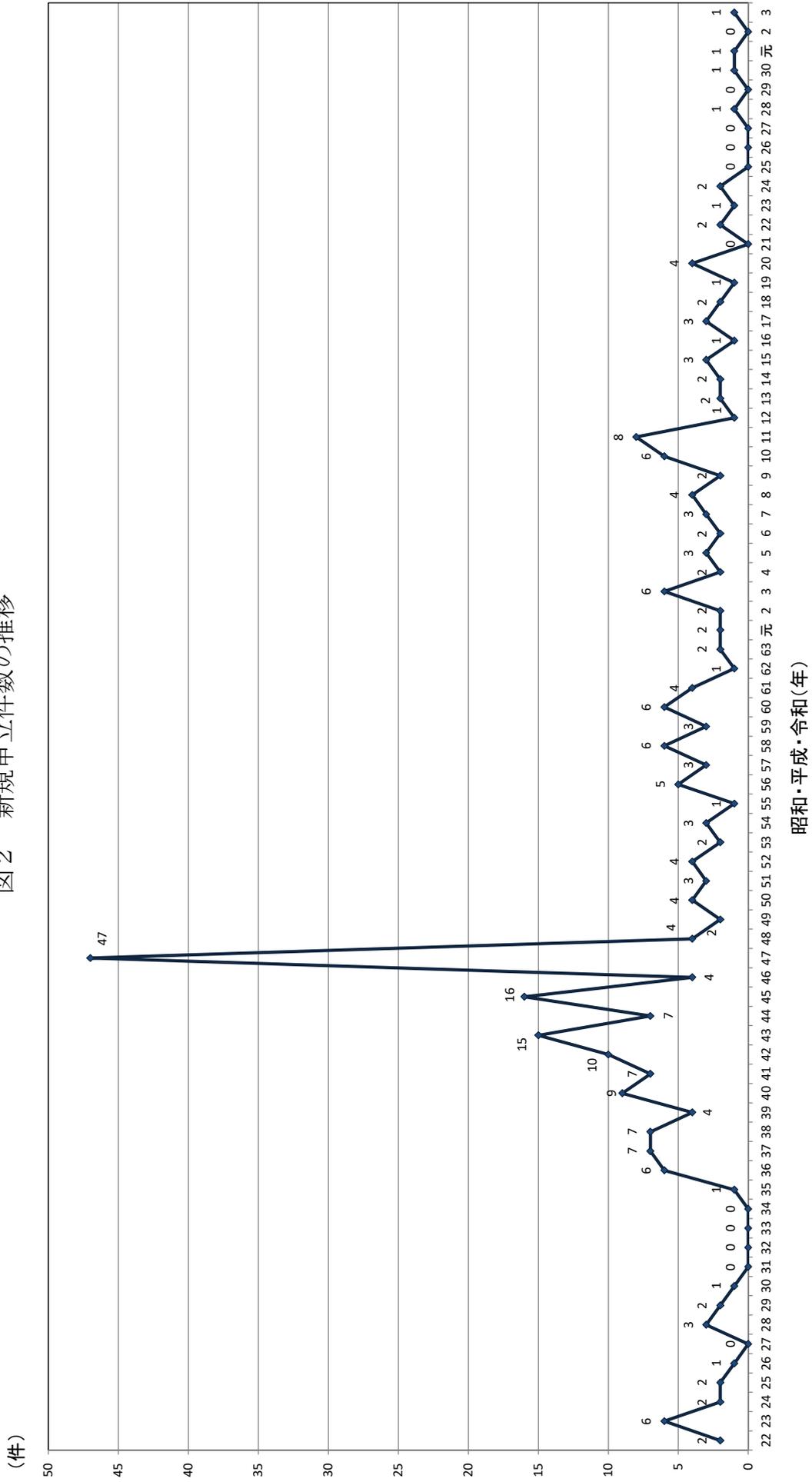


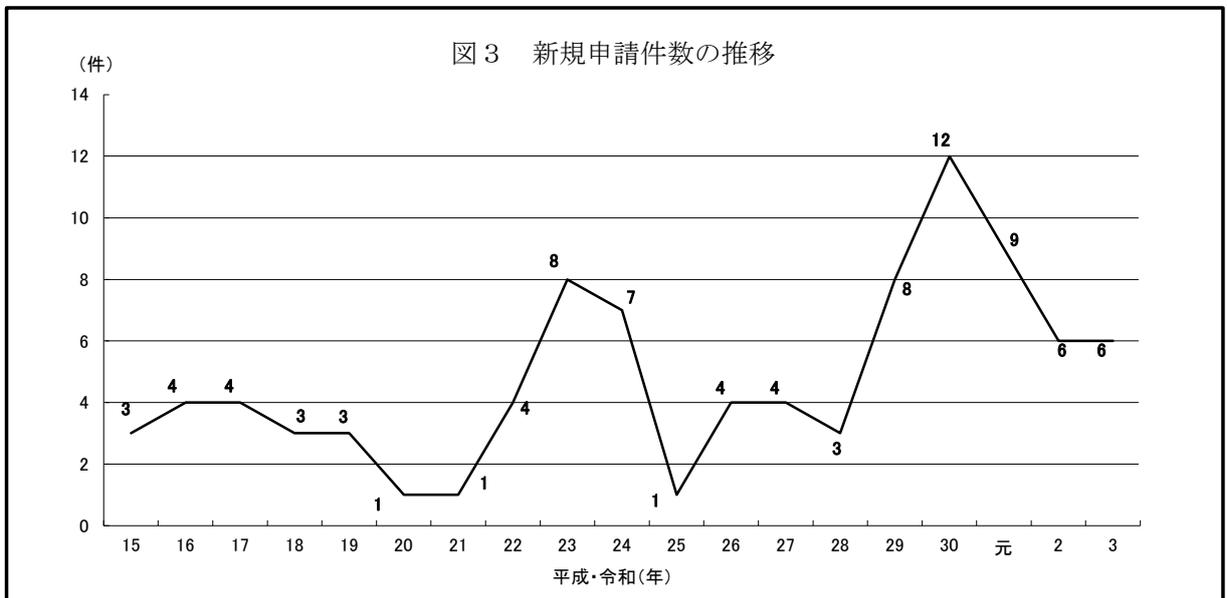
図2 新規申立件数の推移



3 個別あっせん事件

表3 年別取扱件数

区分	年	平成	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	2	3	合計
		15															元				
前年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—	…
新規申請	労働者	2	4	3	3	3	1	1	4	8	7	1	4	3	3	8	12	9	6	6	88
	使用者	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	3
	小計	3	4	4	3	3	1	1	4	8	7	1	4	4	3	8	12	9	6	6	91
係属件数計		3	4	4	3	3	1	1	4	8	8	1	4	5	3	8	14	12	7	6	…
最終状況	不開始	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	5
	解決	1	3	3	—	—	—	—	2	3	5	—	1	2	1	1	6	5	2	3	38
	打切り	1	—	1	—	1	1	1	1	3	2	—	1	1	2	4	5	4	3	1	32
	取下げ	1	1	—	3	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	1	—	2	1	—	14
次年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—	2	…

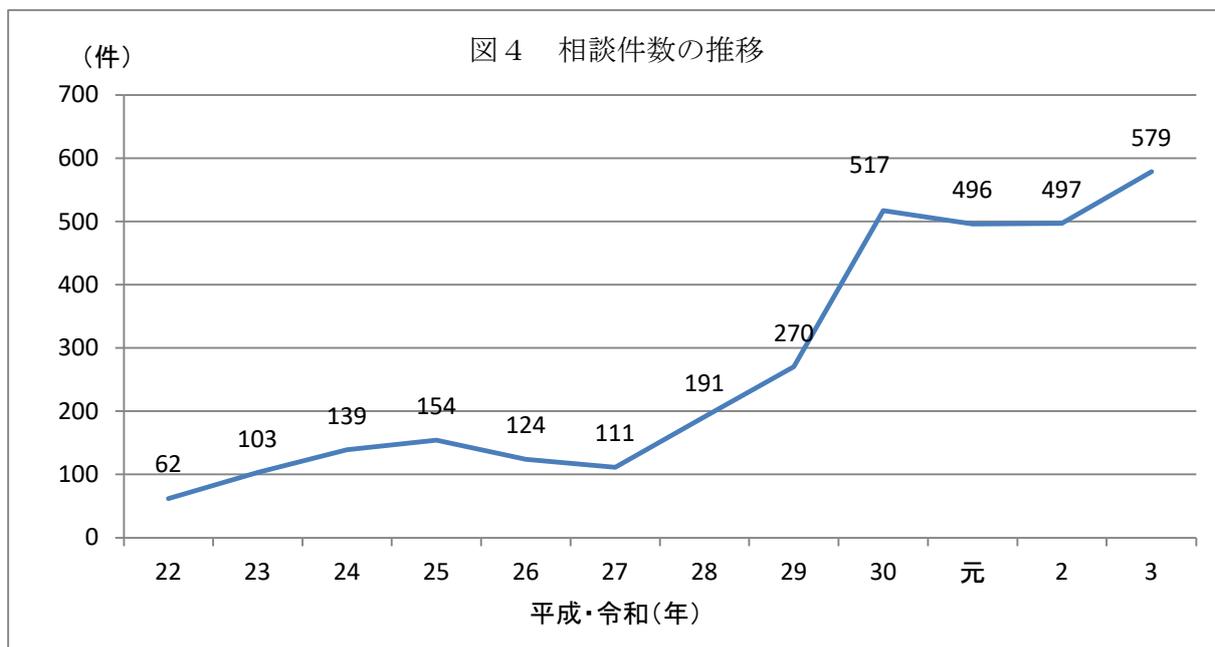


4 労働相談

表4 年別相談件数

		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	
相談件数		62	103	139	154	124	111	191	270	517	496	497	579	
内容別件数	経営・人事	解雇	7	17	25	21	7	10	16	16	41	39	64	46
		配転出向転籍	-	7	1	4	2	3	5	6	15	9	20	15
		懲戒処分	2	1	2	1	1	-	4	2	8	4	10	11
		退職	3	20	23	40	19	20	31	60	100	120	122	108
		その他	-	-	1	0	1	4	2	7	20	17	36	32
	小計	12	45	52	66	30	37	58	91	184	189	252	212	
	賃金等	賃金未払	-	26	23	14	19	13	22	30	69	88	63	48
		賃金増額	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1
		賃金減額	3	7	4	7	2	6	8	4	15	7	6	12
		一時金	4	1	-	-	1	5	2	8	11	5	13	12
		退職一時金	1	2	4	5	1	3	5	1	-	6	7	5
		解雇手当	2	-	-	2	1	1	2	4	5	2	16	8
		諸手当	3	2	2	1	2	2	3	5	12	14	22	20
		年金	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-
		その他	3	-	4	5	6	9	13	22	37	29	52	47
	小計	16	38	37	35	32	39	58	75	149	153	180	153	
	労働条件等	労働契約	2	-	7	4	4	9	9	21	32	69	65	78
		労働時間	4	7	7	10	5	5	4	13	36	47	48	61
		休日休暇	2	4	1	3	6	3	5	13	21	42	24	26
		年休	-	4	5	9	9	8	18	16	49	49	84	81
		時間外労働	3	14	9	10	4	8	18	21	51	51	46	31
		安全・衛生	-	2	1	2	1	-	-	-	3	-	15	8
		社会保険	-	1	1	5	1	1	4	14	24	26	22	23
		労働保険	6	3	7	14	4	6	5	15	31	57	85	46
		その他	2	6	3	1	1	9	7	7	29	20	21	22
	小計	19	41	41	58	35	49	70	120	276	361	410	376	
	人間関係	セクハラ	-	3	2	1	2	2	3	5	15	11	6	17
パワハラ・嫌がらせ		8	13	10	19	10	16	35	89	175	167	139	190	
小計		8	16	12	20	12	18	38	94	190	178	145	207	
その他	29	43	49	31	34	21	67	69	108	78	90	105		
合計	84	183	191	210	143	164	291	449	907	959	1077	1053		

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と内容別件数の合計は一致しない。



5 宮崎県労働委員会歴代委員名簿
公益委員（1）

氏名	在職時の職業等	在任期間
小野 鴻基	僧侶 慶正寺住職	暫定
川野 雄三	宮崎市議会議員	暫定
岩切 正	県議会議長	暫定
小村 俊一	宮崎県森林組合連合会会長	第1期
杉原 精一	宮崎農林専門学校長	第1期
萩原 薫	開業医	第1期
蒲生 昌作	都城市消費組合長 県議会議員	第1期～第4期 第6期～第8期
波岡 初太郎	海外同胞救援連合会常任委員	第1期
西田 周作	宮崎農林専門学校教授	第2期
福田 甚二郎	弁護士	第2期～第3期 第10期～第12期 第19期～第23期
原田 宏	農業	第2期
海江田 哲	旭化成株式会社延岡工場 県議会議員	第2期
川関 等基	宮崎工業専門学校教授	第2期
杉尾 利雄	弁護士	第2期 第7期～第9期 第13期～第18期
沼田 義雄	宮崎青年師範学校教授	第3期
吉野 城	宮崎青年師範学校教授	第3期
中井 平一郎	県議会議員・北川村長	第3期
二見 虎雄	弁護士	第4期～第5期
横田 英児	計理士	第4期 第10期～第12期
佐々木 曼	弁護士	第4期～第6期
崎村 太一	宮崎県立飴肥高等学校長 宮崎高等学校長 宮崎中央高等学校顧問	第4期 第19期～第23期
永友 繁雄	中央農地委員	第4期～第5期
甲斐 幹文	宮崎県医師会副会長	第5期
志戸本 慶次郎	県議会議員	第5期～第6期
野崎 親	宮崎県立宮崎大宮高等学校長	第5期
鎌倉 友平	延岡市議会議員	第6期
山本 友博	宮崎大学助教授	第6期
浅見 金夫	宮崎大学教授 宮崎大学農学部教授	第7期 第16期～第18期
日高 清麿瑛	日向日新聞社企画局長	第7期
門馬 博	県公民館連絡協議会会長	第7期
一万田 哲雄	浄土真宗僧侶	第8期～第9期
河野 慶彦	日向日新聞社論説委員	第8期
松山 文二	宮崎大学教授	第8期
野久尾 徳美	県議会議員	第8期～第9期
田村 忠雄	日赤宮崎診療所長	第9期
広田 輝雄	宮崎大学教授	第9期～第11期
河合 弘美	県議会議員 日南商工会議所専務理事	第9期 第13期
三原 七郎	宮崎江南病院長	第10期～第13期

公益委員（２）

氏名	在職時の職業等	在任期間
山口 常雄	日向日新聞社政治経済部長 " 企画調査部長 宮崎日日新聞社企画調査部長	第10期～第15期
岩切 護	宮崎大学講師	第12期～第15期
石川 真澄	宮崎県社会福祉事業団常務理事	第14期～第24期
斉藤 一夫	西日本建設業保証株式会社宮崎営業所長	第14期～第15期
川崎 菊雄	弁護士	第16期～第20期
長沢 光男	宮崎大学学芸学部助教授	第16期～第18期
有馬 輝寿	宮崎県社会福祉事業団理事	第19期～第22期
持永 義夫	弁護士	第21期～第22期
永井 秀雄	技能検定協会専務理事 婦人雇用コンサルタント	第23期～第24期
吉良 啓	弁護士	第23期～第34期
竹内 英夫	宮崎大学教授 宮崎大学名誉教授	第24期～第28期
小倉 一之	弁護士	第24期～第25期
園田 穂	宮崎県厚生教養専門員	第24期～第25期
山元 和麿	(県商工労働部参事)	第25期～第28期
佐藤 安正	弁護士	第26期～第28期
吉野 忠康	西都地区農業共済組合理事	第26期～第27期
日高 敏子	宮崎家庭裁判所調停委員	第28期～第34期
中川 義朗	宮崎大学教授	第28期～第31期
村上 幸一	(県総務部長)	第29期
根井 昂	弁護士	第29期～第33期
垂水 卓夫	(県企業局管理部長)	第29期～第32期
生天目 忠夫	宮崎産業経営大学図書館長兼教授 " 法学部長兼教授	第32期～第34期
岡田 章一	(県企業局長)	第33期
村田 綜	(県企業局管理部長)	第34期～第37期
日野 直彦	弁護士	第34期～第42期
黒田 民子	社会保険労務士	第35期～第37期
橋本 眞	熊本大学大学院法曹養成研究科教授	第35期～第36期
宮田 行雄	弁護士	第35期～第40期
山崎 真一朗	弁護士	第37期～
熊本 稔	(県参事)	第38期
堂園 朋子	社会保険労務士	第38期
中原 健次	(県福祉保健部長)	第39期～第40期
金丸 憲史	特定社会保険労務士	第39期～
後藤 厚一	(県総合博物館長)	第41期～第43期
山口 弥生	弁護士	第41期～
八重尾 龍	弁護士	第43期～
江藤 修一	(宮崎県労働委員会事務局長)	第44期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿
労働者委員（1）

氏名	在職時の職業等	在任期間
戸田 道邦	日窒化成株式会社延岡工場勤労課	暫定
工藤 正信	宮崎交通株式会社社会業務課	暫定
宮崎 進	宮崎貨物株式会社綾出張所長	暫定
石川 恒太郎	延岡トラック労働組合組合長	第1期
海江田 哲	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第1期
山内 高広	宮崎交通労働組合中央委員長	第1期
財前 敬次郎	国鉄労組宮崎管理部連合会副会長 国鉄労組宮崎支社執行委員長	第1期～第2期
清水 徳次郎	日本パルプ飢肥工場労働組合長	第1期～第2期
林田 朴	都城土建労働組合書記長	第2期
沢 重徳	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第2期
森迫 碩生	電産労組宮崎支部都城分会文化部長	第2期
堀田 英雄	旭化成延岡工場薬品部労働組合長	第2期
上原 豊	全通従組宮崎地区協議会長	第2期
黒木 正憲	県労組協議会書記長	第2期～第3期
近沢 正	国鉄労組宮崎支部副委員長	第3期
神脇 清二	旭化成延岡工場労働組合連合会副会長	第3期
古園 保	宮崎県教職員組合執行委員長	第3期
坂元 新二	宮崎県労協議長 電産労組中央執行委員	第3期
窪田 稔	電産労組宮崎分会代議員	第4期～第5期
益満 兼康	片倉工業都城工場労組書記長	第4期
日高 明	日本パルプ労組組合長	第4期
岩瀬 幸之輔	全日通労組宮崎県支部長 全日通県支部執行委員長 県労評議長	第4期～第5期
田中 要太郎	全旭化成労組連合会書記長 〃 副会長	第4期～第5期
市木 壮光	宮崎交通労組執行委員長	第5期
安井 正雄	日本パルプ労組組合長	第5期
小田村 豊	日本パルプ労組組合長	第5期
永幡 光正	全旭化成労組連合会副会長 〃 会長	第5期～第7期
一条 久雄	日本パルプ労組組合長	第6期
嶋 利美	榎峰鉦山労組副委員長 〃 執行委員長	第6期～第7期
山崎 寿美男	電産労組県支部常任委員	第6期
安藤 辰介	日本パルプ労組組合長	第7期
田中 茂	県労働組合協議会書記長 県地方労組評議会事務局長	第7期 第9期～第10期
山田 春三郎	宮崎交通労組執行委員長	第7期
大塚 明	日本パルプ労組日南支部長	第8期～第9期
嶋田 忠平	旭化成労組延岡地区連合会長	第8期 第10期 第13期
谷口 末由	県地方労組評議会議長	第8期～第9期
日向 一雄	全日通労組県支部副執行委員長	第8期
日高 定男	宮交労組執行委員長 私鉄総連中央執行委員	第8期～第11期

労働者委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業 等	在 任 期 間
森合 敬忠	全旭化成労組連合会書記長 全繊維同盟県支部長	第 9 期
神原 圭三	県鉄工連会長 県中小一般労連会長	第 9 期
小島 三郎	県労評議長 全労宮崎県地方会議議長 県議会議員	第10期～第15期
佐々木 隆吉	日本パルプ労組日南支部長	第10期～第11期
豊倉 保	旭化成労組延岡地区連合副会長	第11期
松浦 利尚	県労評事務局長	第11期～第20期
谷口 浩二	日本パルプ労組日南支部長	第11期～第14期
田島 久	県労評議長 全日通労組県支部委員長	第12期～第14期
遠山 格	旭化成労組延岡地区連合会副会長 全旭化成労組副会長	第12期 第16期
五反田 利文	九州電労宮崎支部委員長	第14期～第19期
松浦 秀年	日本パルプ労組日南支部長	第14期～第15期
前山 国義	宮崎交通労組執行委員長	第15期～第18期 第21期～第25期
田中 義春	日南地区労評議長	第15期～第16期
徳地 房丸	日本パルプ労組日南支部長	第16期～第18期 第20期～第21期
中村 国夫	旭化成レーヨン労組組合長 旭化成健康保険組合事務局長	第17期～第20期
朝飛 四郎	日本パルプ労組日南支部長	第18期～第20期
飯野 是男	全日通労働組合九州地区宮崎支部執行委員長 全日通労働組合県支部特別執行委員	第19期～第24期
神山 一美	宮崎地方同盟会長 九電労組宮崎地方本部執行委員長	第20期～第21期
坂田 正一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部委員長 宮崎県地方労働組合評議会議長 宮崎県評センター常任顧問	第21期～第29期
渡部 一利	宮崎地方同盟副書記長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第21期 第27期～第29期
黒木 洋	宮崎地方同盟書記長	第21期～第22期
柳田 静夫	宮崎地方同盟会長	第22期
倉永 恵	九州電力労働組合宮崎支部長 県民間労組連絡協議会事務局長	第23期～第24期
松本 学	宮崎地方同盟会長	第23期～第24期
高木 剛	宮崎地方同盟会長	第24期～第25期
住本 三芳	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期
宮部 知明	宮崎地方同盟書記長 宮崎地方同盟会長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	第25期～第32期
吉田 喜久雄	宮崎地方同盟会長 全旭化成労働組合連合会副会長	第25期～第27期
児玉 秀智	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期～第26期

労働者委員（3）

氏名	在職時の職業等	在任期間
戸高 武俊	宮崎県地方労働組合評議会副議長 宮崎県評センター事務局長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長	第26期～第32期
田中 一平	宮崎県地方労働組合評議会副議長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第27期～第29期
熱田 潮	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第29期～第35期
中武 秀行	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長 " 顧問	第30期～第34期
佐藤 信藏	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長	第30期～第31期
木下 清隆	ゼンセン同盟宮崎県一般労働組合協議会議長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 U Iゼンセン同盟宮崎県支部長 " 宮崎県支部顧問 U Aゼンセン宮崎県支部顧問	第32期～第39期
森 良彦	宮崎県平和・人権・環境労働組合同議事務局長 " 幹事	第33期～第35期
横山 節夫	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第33期～第44期
川畑 匡	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 " 特別執行委員	第34期～第35期
新名 照幸	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長	第35期～第38期
比恵島 篤	宮崎交通労働組合執行委員長	第36期
吉田 幸太郎	情報労連宮崎県協議会議長	第36期～第37期
中別府 暎治	宮崎交通労働組合執行委員長 全宮崎交通労働組合連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議事務局長 " 副議長	第37期～第39期
高橋 隆也	全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	第37期～第39期
大久保 貴司	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長 " 顧問	第39期～第41期
有村 文雄	N T T労働組合九州総支部副執行委員長 兼宮崎支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第40期～第43期
中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副事務局長 " 事務局長 " 会長	第40期～
黒木 忠博	全宮崎交通労働組合連合会会長 日本私鉄労働組合九州地方連合会執行委員長	第40期～第43期
福島 昭一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議副議長	第42期
吉岡 英明	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長	第43期～

労働者委員（４）

氏 名	在 職 時 の 職 業 等	在 任 期 間
西村 仁	宮崎交通労働組合 執行委員長	第44期～
武井 大幸	全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長	第44期～
今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長	第44期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿
使用者委員（1）

氏名	在職時の職業等	在任期間
岩切 章太郎	宮崎交通株式会社社長	暫定～第3期
飯島 貞雄	日窒化成株式会社延岡工場長	暫定
松家 勇	三菱鉱業株式会社榎峰鉱業所長	暫定
竹崎 健助	宮崎砂利株式会社社長	第1期～第2期
山本 忠一	日本パルプ株式会社飼肥工場長	第1期
北村 忠義	旭化成株式会社延岡工場長	第1期
江夏 栄蔵	宮崎県酒類販売会社社長	第1期～第2期
浜田 茂享	旭化成株式会社延岡工場長	第1期
中西 健太郎	九州造船株式会社外浦工場長	第1期～第3期
片桐 考一	旭化成株式会社延岡工場長	第2期～第3期
小坂 久勝	片倉工業株式会社都城工場長	第2期
平山 政保	宮崎県経営者協会専務理事	第3期
森山 茂雄	日本通運株式会社小林支店長	第3期
富樫 圭一	日本繊維株式会社都城工場長	第4期
長友 良太郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第4期
山本 喜代次	宮崎造船株式会社社長	第4期
江崎 栄	旭化成株式会社延岡工場長	第4期
荒川 忠造	日本パルプ株式会社飼肥工場事務次長	第4期
刈谷 享	旭化成株式会社延岡工場次長	第4期～第7期
小林 猛臣	日本パルプ株式会社飼肥工場次長	第4期～第5期
中野 耕一	宮崎ガス株式会社常務取締役 " 取締役社長	第5期～第6期 第8期～第11期
三枝 英定	日本繊維工業株式会社都城工場長	第5期～第8期
弓削 五男	宮崎県経営者協会専務理事	第5期～第7期
太田 清治郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第6期～第9期
井上 俊	九州電力株式会社宮崎支店次長	第7期
日高 泰三	宮崎県経営者協会専務理事	第7期～第25期
久保田 正雄	旭化成株式会社取締役	第8期～第11期
広田 藤七郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第9期
小関 多四郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第9期～第14期
堀内 恭二	九州電力株式会社宮崎支店長	第9期～第10期
木村 恒正	九州電力株式会社宮崎支店長	第10期～第13期
岩切 省一郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第12期～第16期
柴田 邦臣	旭化成株式会社延岡工場本部参事	第12期
伊藤 泰助	旭化成株式会社延岡支社長付参事 商工会議所副会頭	第13期
大原 正	旭化成株式会社火薬工場長	第14期
竹田 修平	日本通運株式会社宮崎主管支店長	第14期～第16期
小田村 豊	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第15期～第19期
竹田 定祐	旭化成株式会社薬品工場長	第15期
誌訪 博久	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第15期
藤井 政男	旭化成株式会社取締役延岡支社次長 " 延岡支社長	第15期～第16期
下村 悟	九州電力株式会社宮崎支店長	第16期～第19期
鬼塚 豊	宮崎交通株式会社常務取締役	第17期～第23期
本田 静一	旭化成株式会社薬品工場長	第17期～第18期
松岡 滋	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第19期～第20期
浜田 和夫	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第19期～第21期
谷 勇一	九州電力株式会社宮崎支店長	第20期
秋吉 兵馬	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期

使用者委員（２）

氏名	在職時の職業等	在任期間
吉岡 達夫	旭化成株式会社ベンベルグ工場事務兼勤労課長	第21期～第22期
山下 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第21期～第23期
肱岡 泰敏	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期～第22期
松永 増男	宮崎県経営者協会事務局次長 〃 専務理事兼事務局長 〃 顧問	第22期 第25期～第28期
長久保 如玄	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第22期～第23期
岩満 栄策	宮崎交通株式会社専務取締役 〃 取締役社長	第23期～第26期
桐山 岑	日本通運株式会社宮崎支店長	第23期～第24期
大塚 明	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第23期～第24期
東郷 二郎	旭化成株式会社延岡支社長 〃 宮崎総支社長兼延岡支社長 〃 宮崎総支社長	第23期～第25期
吉富 直俊	九州電力株式会社宮崎支店長	第23期
吉元 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長 王子製紙株式会社日南工場業務・人事部長	第24期～第25期
松村 淑夫	日本通運株式会社宮崎支店長	第24期
荒木 郁夫	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第25期～第26期
中村 晋一郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第25期
荒川 隆	株式会社宮崎放送代表取締役副社長	第25期～第26期
諸隈 晋	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期
馬場 義夫	株式会社宮崎放送専務取締役	第26期
久富 毅	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第26期～第27期
大迫 哲	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期～第27期
後藤 弘美	株式会社宮崎放送専務取締役	第27期
荒武 秀昌	宮崎交通株式会社専務取締役 〃 副社長	第27期～第30期
田中 輝年	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長	第27期～第30期
橋本 和夫	宮崎県経営者協会専務理事	第27期～第30期
井上 勝弘	王子製紙株式会社日南工場業務部長 〃 日南工場長代理兼業務部長	第28期～第29期
徳永 武生	九州電力株式会社宮崎支店長	第28期
野田 博之	九州電力株式会社宮崎支店長	第29期～第30期
山崎 英夫	新王子製紙株式会社日南工場勤労部長	第29期～第30期
森永 武彦	九州電力株式会社宮崎支店長	第30期～第31期
水永 正憲	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長 〃 延岡総務勤労部長	第30期～第33期
杉野 紘生	宮崎交通株式会社取締役総務部長 〃 常務取締役 株式会社宮崎観光ホテル代表取締役社長	第31期～第34期
櫻井 勇司	新王子製紙株式会社日南工場業務部長	第31期～第32期
久喜 啓司	宮崎県経営者協会専務理事 〃 参与	第31期～第35期
橋田 紘一	九州電力株式会社宮崎支店長	第31期～第32期
清田 均	九州電力株式会社宮崎支店長	第32期～第34期
大森 士郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長 〃 日南工場工場長代理	第33期～第34期
甲斐 勝利	株式会社志多組常勤監査役	第34期～第37期
片山 修造	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第34期～第35期

使用者委員（3）

氏名	在職時の職業等	在任期間
生津 宗利	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第34期
安部 康寛	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第35期～第36期
末藤 孝憲	宮崎交通株式会社執行役員総務本部長 宮崎空港ビル株式会社専務取締役 米良電機産業株式会社顧問	第35期～第40期
江藤 洋行	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 吉原建設株式会社顧問	第36期～第42期
小山 一民	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第36期
倉掛 正志	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会専務理事 WASHハウス株式会社監査役	第37期～第42期
佐田 修一	王子製紙株式会社執行役員日南工場長	第37期～第38期
辰元 圭子	社会福祉法人信愛会 特別養護老人ホーム裕生園園長 〃 副理事長	第37期～第39期
生方 健二郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長	第38期
小河原 正嗣	王子製紙株式会社日南工場事務部長	第39期
大森 一仁	宮銀ビジネスサービス株式会社代表取締役社長 株式会社宮崎信販代表取締役社長	第39期～第43期
工藤 久昭	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 宮崎経済同友会顧問	第40期～
坂元 恵美子	社会福祉法人敬和会理事	第41期
芝 三千代	社会福祉法人まりあ副理事長	第42期～第43期
見戸 康人	株式会社テレビ宮崎常勤監査役	第42期～
河野 洋一	宮崎県経営者協会専務理事	第43期～
関本 泰三	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	第44期～
税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン専務取締役	第44期～

宮崎県労働委員会事務局

〒880-0805

宮崎市橋通東1丁目9番10号（県庁3号館6階）

TEL (0985) 26-7262

FAX (0985) 20-2715

e-mail rohdohi@pref.miyazaki.lg.jp



（宮崎県労働委員会のHP）



働くあんしんサポートダイヤル

0985 (26) 7538

平日 8:30~12:00
13:00~17:00

宮崎県労働委員会